

商改  
法正

會社編

(株式會社)  
第四章

逐條解說

前編

特235

380

株式會社調查部



\*0015085000\*

0015085-000

特235-380

改正商法會社編 (第四章 株式會社) 逐條解說

山一証券株式會社調查部・著

山一証券

前編

昭和13

ACF



特235  
380



商改  
法正

會  
社  
編

(第  
四  
章  
株  
式  
會  
社)

逐  
條  
解  
說

前  
編

山一證券株式會社調查部





## は し が き

多年要望されてゐた我商法の改正は愈々實現の運びとなり、第七十三議會に於て改正法律案が無修正のまま、貴衆兩院を通過し、御裁可を仰ぎ四月四日法律第七十二號商法中改正法律として公布された。同時に公布された商法中改正法律施行法（法律第七十三號）有限會社法（法律第七十四號）と共に、施行の期日は追つて勅令を以て定めらるゝが、大體一ヶ年余の準備期間を置き昭和十五年一月一日から實施となる見込である。

現行商法は明治三十二年六月十六日より實施されたもので、其後日清、日露戰役後我が經濟界の急膨脹に應じ、明治四十四年十月一部應急的な改正が行はれたのみで今日に至つてゐる。然るにこの間、我國は明治、大正、昭和の時代を経て、廣く海外の新制度を輸入消化しつゝ、文字通りの飛躍的發展を遂げ、社會情勢乃至經濟事情も全く一變するに至つた。就中世界大戰後内外を通じ會社組織による企業が頗る活潑旺盛となつたに不拘、之を律するに舊態依然たる商法を以てすることには、既に多くの無理があつた。これが爲法の解釋又は適用に付て學說分れ、重要な法律關係に明確を欠く點尠くなく、特に會社に關する規定——その中でも株式會社に關するもの——に於て不備欠陥が甚だ多く、之が運用に當つて多數の人々の權利義務關係に不安を與へたのみでなく、各方面に及ぼした實害も決して僅少ではなかつたのである。



殊に昭和二年の金融恐慌による慘禍の擴大は、商法の不備にその一半の原因があつた等の關係もあつて、商法改正——特に會社法の改正——の聲が官民の間に澎湃として起り、政府も遂に昭和四年法制審議會を設け、朝野の權威者三十餘名を委員に任命し商法改正に乗り出した。而して同審議會が最初の事業として着手したのは、改正に最も急を要する第一編總則及第二編會社の二編で、二百六項目に亘る改正要綱を決定し政府に答申した。仍て政府は右改正要綱を世間に公にすると共に昭和七年十月司法省内に新に商法總則及會社編改正調査委員會を設置し、鋭意審議の結果同十年十二月改正法律案の立案を完了した。政府はこの法律案を更に公表して廣く一般の意見を徴し、若干の修正を加へ第七十回帝國議會に提案した。然るに同議會に於て貴族院は一二の修正を以て通過したが、衆議院は委員會に於て審議中、昨年三月末突如解散に遭ひ不成立に終つたので、政府は第七十三議會の開會に當り、右貴族院の修正其他二三の改正を加へ、改めて提案し今回漸く政府原案通り成立を見るに至つたのである。今回の改正は商法第一編及第二編、即ち商法中一部の改正であつて、第四編手形に付ては既に議會の協賛を経て昭和七年七月手形法（昭和九年一月一日より施行）同八年七月小切手法（同上）の制定を見ており、又第三編商行為及第五編海商に關しては昭和十一年末法制審議會に於て改正要綱が決定し、司法省に於て改正法律案の作成につき目下調査研究を進めてゐる。

以上の如く今回の改正は商法中の一部ではあるが、その内容は第一編（總則）第二編（會社）の

全般に付根本的の改正を行つたもので五百餘個條に及び、會社編にその重點を置き、現行の會社に關する條文二百二十餘條に對し、改正法は堂々四百四十九ヶ條と實に二倍を越ゆる激増で、この中株式會社に關するものは二百九十二ヶ條とその大半を占めてゐる。本冊子は第二編會社中第四章株式會社に關し、新舊條文を對照しつゝ逐條的に平易に説明を試みたものである。

尙商法上會社の種類を合名會社、合資會社、株式會社及株式合資會社の四種とすることは改正法に於ても現行法と變りがないが（五三條）先にも述べた通り、今回商法改正と同時に有限會社法なる特別法を制定し、商法上の右四會社の外、新に有限會社なる企業組織を認めることになつた。有限會社は商法上の會社ではないのであるが、實質的には會社の種類が擴張されたことに成るのであるから、有限會社とは如何なるものであるかにつき卷末に簡単に紹介する。



改正商法會社編 (第四章 株式會社)

第一節 設立	一
第二節 株式	三九
第三節 會社ノ機關	五五
第一款 株主總會	五五
第二款 取締役	六六
第三款 監査役	六九
第四節 會社ノ計算	八三
第五節 社債	九三
第一款 總則	九三
第二款 社債權者集會	一〇五
附錄一 有限會社について	一一九

（Faint, illegible text from the reverse page, likely bleed-through or a second page of text.)



前編	—— 第一節 設立、第二節 株式、第三節 會社ノ機關
	第四節 會社ノ計算、第五節 社債
後編	—— 第六節 定款ノ變更、第七節 會社ノ整理、第八節
	解散、第九節 清算（未刊）

**第一節 設立** （現一九九條——一四二條ノ四）  
（改一六五條——一九八條）

**第六十五條** 株式會社ノ設立ニハ七人以上ノ發起人アルコトヲ要ス

現行法第百十九條通りである。

**第六十六條** 發起人ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

- 一 目的
  - 二 商號
  - 三 資本ノ總額
  - 四 一株ノ金額
  - 五 本店及支店ノ所在地
  - 六 會社ガ公告ヲ爲ス方法
  - 七 發起人ノ氏名及住所
- 會社ノ公告ハ官報又ハ時事ニ關スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ之ヲ爲スコトヲ要ス

現行商法

第二百十條 發起人ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 商號
- 三 資本ノ總額
- 四 一株ノ金額
- 五 取締役カ有スヘキ株式ノ數
- 六 本店及支店ノ所在地
- 七 會社カ公告ヲ爲ス方法



本條は現行法第二百十條に該當し、定款に記載すべき絶對的必要事項を規定したものである。第一號乃至第七號は現行法と其の内容全く同一であるが第二號商號に付て改正法は第二十一條——第二十三條を新設し、不正の目的を以てする商號の選定を禁止し、又他人をして自己の氏、氏名又は商號を使用して營業を爲すことを許諾した人の責任を明確にした。更に商號は營業と共にする場合、又は營業を廢止する場合に限り讓渡することを認め、商號の讓渡と營業の讓渡を切離して行ふことを認め規定を新設し(二四條)營業の主體を誤認せしめること無い様考慮されてゐる。

現行法には右の外「取締役カ有スヘキ株式ノ數」と云ふ一號あるが、改正法に於ては削除された。取締役を株主に限定するは佛蘭西等の主義に則つたものであるが、實際適用してみると廣く適材を求め難いのみで無く、弊害も少く無いため、後述する如く今回獨逸その他多數國の法制に倣ひ、取締役は株主たることを必要とせぬことに改めた結果であり(二五四條參照)今次商法改正の主要點の一つである。取締役を株主に限定することは種々無理を生じ、中でも假裝株主と會社との間に所謂假裝株の保管、返還を廻り厄介な問題が起り勝ちである。即ち、現在最も普通に行はれてゐる方法に依れば、株主外から取締役を迎へる場合には、一定の株式を其の人に預け株主たることを假裝して取締役に選任するのである。表面は立派な株主であつても實質は株主ではないのである。利益配當を受けた様な、受けぬ様な格好になつてゐるのであるから、卑近な例ではあるが納税に關し往々にして問題が起る。

八 發起人ノ氏名、住所

( 2 )

又その假裝株主の死亡の場合會社との間に紛糾を生じ、假裝株主の相續人が遂に株主として居直つたと云ふ例すらあつたのである。所謂假裝株主の取締役就任は現在無効ではないのであるが、斯様な一種の脱法行爲が公々然と行はれることは、遡法の精神に反するとの見地から今回の改正となつたものと言はれてゐる。勿論是は取締役は必ず株主以外から選定すべしとの意味では無く、取締役を株主に限定することを希望する會社は、定款に取締役の資格要件としてその旨規定すれば足りる。(二五九條) 斯る定款は固より有効である。即ち取締役を株主に限定するか否かは、會社がその欲するところに依つて自由に定めることが出来ることに改正されたのである。

本條第二項は今回新設されたもので、今後會社の公告方法は官報又は時事に關する事項を記載する日刊新聞に掲げて之を爲すことに一定された。従つて現在屢々見受ける如く「當會社の公告は會社の本店に掲示して之を爲す」と云ふが如き、所謂店頭公告は改正商法に於ては無効である。

### 第六十七條

定款ハ公證人ノ認證ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ有セ

ズ

定款は會社の根本的規則を集めた最も大切な書面であるから、定款の無い會社は道理上あり得ないのであるが、實際上定款のない會社の存在が必ずしも絶無ではない。定款が無くて會社の成立する筈はないのであるが、何時の

( 3 )



間にか定款が無くなつて了つたとか、或は故意に匿くすと云ふ場合もあり得ることなので、改正法に於ては會社の債權者、株主又は社員等の利益を擁護するため、定款は公證人の認證が無ければ其の効力なきものとし、新に一條を加へるに至つたものである。認證の實際上の手續に付ては公證人法を改正し、規定を補充するものと見られるが、今後は公證人役場に定款の原本を一部づつ備へ置くこととなり、而も定款認證の年月日及其の認證を爲した公證人の氏名は株式申込證に記載することを要することゝ爲した（一七五條二項一號）のであるから、定款の判らぬ會社は存在せぬことゝなる譯である。

### 第六十八條 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載スルニ非ザレバ其ノ效力ヲ有セズ

- 一 存立時期又ハ解散ノ事由
- 二 數種ノ株式ノ發行並ニ其ノ各種ノ株式ノ内容及數
- 三 株式ノ額面以上ノ發行
- 四 發起人が受クベキ特別ノ利益及之ヲ受クベキ者ノ氏名
- 五 現物出資ヲ爲ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ價格並ニ之ニ對シテ與フル株式ノ種類及數
- 六 會社ノ成立後ニ讓受クルコトヲ約シタル財産、其ノ價格及讓渡人ノ氏名

### 第二百二十二條 左ニ掲ケタル事項ヲ定メタルトキハ之ヲ定款ニ記載スルニ非サレハ其效ナシ

- 一 存立時期又ハ解散ノ事由
- 二 株式ノ額面以上ノ發行
- 三 發起人が受クベキ特別ノ利益及ヒ之ヲ受クベキ者ノ氏名

(4)

### 七 會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用及發起人が受クベキ報酬ノ額 現物出資ハ發起人ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

本條は現行法第二百二十二條に該當、定款に記載すべき相對的必要事項に關する規定で此處にも大きな二つの改正が行はれてゐる。その一は第一項第二號にある如く、改正法に於ては株式會社設立當初から優先株、後配株等異種類の株式發行が認められた點である。但しこれ等異種類の株式發行は定款に記載するに非ざればその效力を生ぜず、且つ株式申込證及株券に記載することを要し（一七五條二項二號、一二五條一項五號）、設立登記事項の一となつてゐる（一八八條二項四號）。現行法に於て優先株は單に増資の場合にのみ限り之が發行を認めたのは、その當時利益の配當又は殘餘財産の分配に關し普通株に優先するが如き一種變態の株式の發行は資本増加の場合の外實際上の必要なく、むしろ設立當初に於て優先株の發行を許すことは一層投機を助長するとの觀念に基づく結果であつたのである。併し乍らこれは甚だ實情に添はず、設立當初から之を是認しても何ら弊害なきことは増資の場合に於けると同様で、この間區別すべき理由なきのみならず、むしろ會社設立を容易ならしめるため會社設立當初より優先株を認むべきであるとの要望多く、今回の改正を見るに至つたものである。

次に後配株—優先株の反對の株式にて、普通株にくれて利益の配當若くは殘餘財産の分配を受ける權利を内容とする株式—は我國に於ては地方鐵道

- 四 金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者ノ氏名、其財産ノ種類、價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數
- 五 會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用及發起人が受クベキ報酬ノ額

(5)



法によつて増資の場合に限り、一定の條件の下に之を認めてゐるが（地方鐵道法六條ノ二）商法に於ては一般的には之が發行を認めてゐない。唯特別法によつて設立された特殊銀行會社に於て後配株類似の株式を往々に見受けるのである。朝鮮銀行、臺灣銀行、南滿洲鐵道、東洋拓殖、臺灣電力等々はその一例であり、政府又は事業と特殊關係あるものゝ出資若くは現物出資を株式に引直したものが多し。今回この後配株を商法上の株式として全般的に、而も優先株同様設立の當初から是認することゝなつたもので、これは投資の自由を擴大し、會社設立を容易にするの趣旨に出たものである。

本條に謂ふ數種の株式とは記名株式、無記名株式（二二七條）、優先株式、後配株式、議決權なき株式（二四二條）等を包含するものであり、これ等株式は單に増資の場合に限らず會社設立當初からその發行を許されてゐるが、改正法によつて新に採用される轉換株式（三五九條）は後述する如く資本増加の場合にのみ認められる。

本條に於ける改正のその二は、財産引受に關する規定を新に加へた點である。會社成立後に譲受ける財産は、其の價値に於て現物出資と略同様であるのに、一方に規定があつて他方に無いため、從來現物出資に關する規定を免るゝために、屢々利用されて來たものである。第一項第六號の挿入によつて今後は右による弊害は防止される。尙第二項も今回新設された規定で、是に依つて從來解釋上疑問のあつた現物出資は發起人に限つて之を爲し得ることが明になつた。

### 第六十九條 各發起人ハ書面ニ依リテ株式ノ引受ヲ爲スコトヲ要ス

株式會社の設立には發起設立と募集設立の二様あることは改めて説明するまでも無いことであるが、募集設立の場合には株式の申込は株式申込證二通に其の引受くべき株式の數及住所を記載して爲すことを要し（現一二六條、改一七五條）之に依らざる申込は無効と規定されてゐるに對し、發起人が株式總數の引受によつて會社成立する發起設立の場合には、その引受の形式に現行法は何らの規定がないのである。併し株式の引受と云ふが如き重大事項は發起設立の場合にも書面によつて明確にして置くことが後日の爲に必要なことなので改正法は本條を新設したのである。

### 第七十條 發起人ガ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ遲滯ナク各株ニ付

第一回ノ拂込ヲ爲シ且取締役及監査役ヲ選任スルコトヲ要ス  
前項ノ選任ハ發起人ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス此ノ場合ニ於テハ第二百四十一條第一項ノ規定ヲ準用ス

現行法に於ては發起人が株式の總數を引受けたるときは會社は之に因り成立することゝ成つてゐたのであるが、改正法に於ては會社は本店の所在地に於て設立の登記を爲すに依つて成立することに改められる結果、之に對應し

### 第二百二十三條 發起人カ株

式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ會社ハ之ニ因リテ成立ス此場合ニ於テハ發起人ハ遲滯ナク株金ノ四分ノ一ヲ下ラサル第一回ノ拂込ヲ爲シ且取締役及ヒ監査役ヲ選任スルコトヲ



て本條の如く改正されたものであり、發起人の議決方法に付いて第二百四十一條第一項の議決權の數に關する規定を準用することを明にして、現行規定の不備を補充した。

### 第七十一條 株式發行ノ價額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ズ

第一回拂込ノ金額ハ株金ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ  
額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ハ第一回ノ拂込ト同時ニ之ヲ拂込ムコトヲ要ス

現行法第二百二十八條、第二百二十九條二項の規定と同趣旨である。唯現行規定は募集設立の個處に置いてあるため、恰も發起設立の場合を除外するかの觀を呈してゐるが、これは妥當でないので、今回條文の位置を整へ、發起設立の場合にも募集設立の場合にも共通して適用あることを明にした。

### 第七十二條 現物出資者ハ第一回ノ拂込ノ期日ニ出資ノ目的タル財産ノ全部ヲ給付スルコトヲ要ス但シ登記、登錄其ノ他權利ノ設定又ハ移轉ヲ以テ第三者ニ對抗スル爲必要ナル行爲ハ會社成立後ニ之ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

現物出資の提供の時期に關しては現行法には何等規定ないため種々の學說

を生み、松本丞治博士の如きは「我商法には別に規定なきが故に定款の規定なき以上は現物出資を爲すべき株主が其履行の請求を受けたる時に於て始めて履行の責あることとなる（民四一二條三項）故に出資せらるべき財産の種類に依りては其財産を分割して出資するが如きことをも亦認めて可なるべし」（同博士、會社法講義二八九頁）と主張し、現行商法解釋論としては佛蘭西の規定の如く會社設立の初に於て一時に出資に供すべきものであるとの説に反對し、唯立法論として、佛法の主義に賛意を表してゐる。併し現物出資と云ふことは單に會社に財産を提供すると云ふ單純な意味のものではなく、それが營業の基礎をなすものであるから、會社成立の時に會社に提供されて居らなければならぬものである。この理由に依り改正法に於ては現物出資者は第一回の拂込の期日に、出資財産の全部を給付することを要する旨を明確にして群疑を一掃した。尤も募集設立に當り不動産を提供する如き場合に右規定をそのまま適用する時は先づ發起人に出資財産を提供して發起人の名義に書替へ、更に會社成立の上發起人から會社に名義の再書替を行はねばならず、二重の登記料を納めねばならぬので、この不便を除くため但書を設け特例を認め、登記登録の手續は會社成立後に爲すことを得ることとした。

### 第七十三條 取締役ハ其ノ選任後遲滯ナク第六十八條第一項第四號乃至第七號ニ掲グル事項竝ニ前三條ノ規定ニ依ル拂込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤヲ調査セシムル爲検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スル

第二百二十四條 取締役ハ其選任後遲滯ナク第二百二十二條第三號乃至第五號ニ

要ス此選任ハ發起人ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス



コトヲ要ス

裁判所ハ検査役ノ報告ヲ聽キ第六十八條第一項第四號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ不當ト認メタルトキハ之ニ變更ヲ加ヘテ各發起人ニ通告スルコトヲ得

前項ノ變更ニ服セザル發起人ハ其ノ株式ノ引受ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ變更シテ設立ニ關スル手續ヲ續行スルコトヲ妨ゲズ

通告後二週間内ニ株式ノ引受ヲ取消シタル者ナキトキハ定款ハ通告ニ從ヒ變更セラレタルモノト看做ス

是は發起設立の場合に於ける検査の規定で、發起人が受くべき特別の利益及之を受くべき者の氏名、現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産、其價格並に之に對して與ふる株式の種類及數、會社の成立後に譲受ることとを約したる財産、其の價格及譲渡人の氏名、會社の負擔に歸すべき設立費用及發起人が受くべき報酬の額等の事項の定めがある場合には、裁判所の選任した検査役の検査を受けねばならぬことは現行法第二百二十四條と大體同じであるが、新法では之に一步を進め、裁判所が是等のものを不當と認められた場合には之に變更を加へ、發起人に通告をする。發起人がこの變更に服せばそれで結構だが、變更に服しない發起人は其の株式の引受を取消することが出来る

例へば甲と云ふ發起人が或る現物出資をして、之を一萬圓と評價して株式が與へられてゐたのを、裁判所が七千圓に減額した様な場合、其の甲發起人がこれで承知すれば問題はないが、不服だからとて是を強制することは酷であり、斯る場合には引受を取消することが出来ることとした。斯様な場合には會社の設立に蹉跌を來す譯で、定款を然るべく變更して設立手續を續行しても宜ろしいが、或は事實上設立手續が頓挫することもあり得るのである併しなから、裁判所から變更の通知があつて、二週間に引受の取消をしなければ定款は通告に從つて變更されたものになつて了ふ、そうして其の定款に從つて設立手續が行はれると云ふことに改正された。

**第七十四條** 發起人ガ株式ノ總數ヲ引受ケザルトキハ株主ヲ募集スルコトヲ要ス

本條は現行法第二百五條と同様である。

**第七十五條** 株式ノ申込ヲ爲サントスル者ハ株式申込證二通ニ其ノ引受クベキ株式ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス  
株式申込證ハ發起人之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス  
一 定款ノ認證ノ年月日及其ノ認證ヲ爲シタル公證人ノ氏名  
二 第六十六條第一項及第六十八條第一項ニ掲グル事項

掲ケタル事項及ヒ第一回ノ拂込ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査セシムル爲メ検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス  
裁判所ハ検査役ノ報告ヲ聽キ第三百三十五條ノ規定ニ準據シテ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第二百二十六條 株式ノ申込ヲ爲サントスル者ハ株式申込證二通ニ其引受クベキ株式ノ數及ヒ住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ



- 三 各發起人が引受ケタル株式ノ數
  - 四 第一回拂込ノ金額
  - 五 株式ノ讓渡ノ制限、株券ノ裏書ノ禁止又ハ株主ノ議決權ノ制限ヲ定メタルトキハ其ノ規定
  - 六 株金ノ拂込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託會社及其ノ取扱ノ場所
  - 七 一定ノ時期迄ニ創立總會ガ終結セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消ス  
コトヲ得ベキコト
- 數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ株式申込人ハ株式申込證ニ其ノ引受クベキ株式ノ種類ヲ記載シ、額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ其ノ引受價額ヲ記載スルコトヲ要ス
- 民法第九十三條但書ノ規定ハ株式ノ申込ニハ之ヲ適用セズ

本條は株式の申込並に株式申込證の記載要件に關する規定で、現行法に比し相當變更が加へられてゐる。その一は第二項の第一號で之は定款は公證人の認證を必要とすることに改正された結果、現行法で定款作成の年月日を記載事項としてゐた（一二六條二項）のを改め、定款の認證の年月日及その認證をした公證人の氏名を記載事項とした。従つて定款に關する原本を知りたければ申込證に記載された公證人役場に行けば見られる仕組みとなつた。同第二號は定款の絶對的記載要件及相對的記載要件の變更の結果による改正で

- 要ス
- 一 株式申込證ハ發起人之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
  - 二 定款作成ノ年月日
  - 三 各發起人カ引受ケタル株式ノ數
  - 四 第一回拂込ノ金額
  - 五 一定ノ時期マテニ會社カ成立セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消ス  
コトヲ得ヘキコト
- 額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ株式申込人ハ株式申込證ニ引受價額ヲ記載スルコトヲ要ス

この點に關し株式申込證の記載要件も相當變更されることに成つた譯である次に第五號であるが、株式の讓渡の禁止、制限又は株主の議決權の制限などは現行法でも認めてゐることだが、之を申込證の記載要件としなかつたため不測の損害を受けたと云ふ例が少くなかつた。それを防止するためこの五號を新設したのである。株式は後に詳述するやうに今後は裏書によつても讓渡が出来ることになつたが、併し會社が定款を以てそれを禁止、制限することも許してゐる。而してそうした制限をすとか、或は禁止をすとか、又は議決權に制限を加へる様な場合には申込證に必ず記載せねばならぬこととした。之に依つて株式の申込者が思はぬ損害を受けることの無いやうに今回追加したのである。第六號も新に設けられたもので、所謂預合禁止に關する規定である。預合禁止についての詳細な説明は第百八十九條の項に譲るが、株金の拂込を扱ふ銀行又は信託會社及其の取扱の場所を株式申込證に記載して置いて、是等銀行なり信託會社なりが株金の拂込に付て證明するならば、所謂裏面の約束即ち預合の約束を以て對抗出来ないことを後の條文で明にしてゐる。（一八九條參照）

改正法では、優先株も後配株も増資の場合に限らず、設立の場合から發行出来ることになつてゐるので、第三項の規定を設けた。尙民法第九十三條に「意思表示ハ表意者カ其眞意ニ非サルコトヲ知りテ之ヲ爲シタル爲メ其効力ヲ妨ケラルルコトナシ但相手方カ表意者ノ眞意ヲ知り又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ其ノ意思表示ハ無効トス」との規定があるが、株式申込の意



思表示の確實性を期するため、右民法第九十三條但書は株式申込の場合に適用しないことを明にした。

**第七十六條** 株式ノ申込ヲ爲シタル者ハ發起人ノ割當テタル株式ノ數ニ應ジテ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

現行法第二百二十七條では、株式の申込を爲した人は「其引受クヘキ株式ノ數ニ應シテ」拂込をなす義務を負ふと規定されてゐるが、改正法では右の様  
に「發起人ノ割當テタル株式ノ數ニ應ジテ」云々に改められ、申込の効力を一層明瞭にしたのである。

**第七十七條** 株式總數ノ引受アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

前項ノ拂込ハ株式申込證ニ記載シタル株金拂込ノ取扱場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第七十一條及第七十二條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

本條第一項は現行法第二百二十九條第一項通り第二項は預合防止に關聯して加へられた新規定である。

第二百二十七條 株式ノ申込ヲ爲シタル者ハ其引受クヘキ株式ノ數ニ應シテ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

**第七十八條** 株金ノ拂込ヲ取扱フ銀行若ハ信託會社ヲ變更シ又ハ拂込金ノ保管替ヲ爲スニハ裁判所ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

預合禁止の爲に株金の拂込を取扱ふ銀行又は信託會社を株式申込證に記載することになつてゐるのであるが、場合によつては—假へば銀行の休業とか破産とか—是等を變更せねばならぬ場合も生ずる。其の銀行や信託會社を變更しない迄も、拂込金の保管替だけすると云ふこともあり得るのであるから絶対に變へてはいけ無いと云ふことでは不便である。併し矢鱈にこれを變更しては、折角斯る規定を設けた實益を減殺することになるので、裁判所の許可がある場合に限り、變更なり又は保管替が出来ることとした。

**第七十九條** 株式引受人ガ第七十七條ノ規定ニ依ル拂込ヲ爲サザルトキハ發起人ハ期日ヲ定メ其ノ期日迄ニ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ其ノ株式引受人ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ通知ハ期日ノ二週間前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

發起人ガ前項ノ通知ヲ爲シタルモ株式引受人ガ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ發起人ハ其ノ者ガ引受ケタル株式ニ付更ニ株主ヲ募集スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ株式引受人ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ



本條は現行法第三百三十條の規定と同趣旨である。

**第八十條** 第七十七條ノ規定ニ依ル拂込及現物出資ノ給付アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スルコトヲ要ス  
創立總會ニハ株式引受人ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ヲ引受けタル者出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ一切ノ決議ヲ爲ス  
第二百三十二條第一項第二項、第二百三十三條、第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條、第二百四十一條第一項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條乃至第二百五十三條及第三百四十五條ノ規定ハ創立總會ニ之ヲ準用ス

現行法第三百三十一條の規定と同趣旨である。

**第八十一條** 定款ヲ以テ第六十八條第一項第四號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ定メタルトキハ發起人ハ之ニ關スル調査ヲ爲サシムル爲検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス  
前項ノ検査役ノ報告書ハ之ヲ創立總會ニ提出スルコトヲ要ス

會社設立の場合に、發起人の受ける特別の利益とか、現物出資とか、會社成立後譲受けを約束した財産とか、會社の負擔に歸すべき設立費用とか又は發起人の報酬などを定款に定めた場合には、募集設立の時でも裁判所の選任する検査役の調査を受けなければならないと云ふことに改めた。これが本條を新設した理由である。現在でも發起設立に付ては裁判所が検査役を選任して調査させると云ふことはあるけれども募集設立に付てはその規定がない。創立總會で調査すれば足りるとの建前をとつており、僅かに取締役、監査役が發起人中から選任された場合にのみ裁判所選任の検査役の調査を受けることになつてゐた。併し創立總會の調査といふのは、實際上周到な調査の出ないことが多く、これでは設立計畫の調査が不充分になるばかりでなく、會社の基礎を薄弱にすることゝなるので、右の様に募集設立のときでも検査を必要とすることゝした。

**第八十二條** 發起人ハ會社ノ創立ニ關スル事項ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス

本條は現行法第三百三十二條と同様である。

**第八十三條** 創立總會ニ於テハ取締役及監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

現行法第三百三十三條の規定と同様である。



**第八十四條** 取締役及監査役ハ左ノ事項ヲ調査シ之ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス

- 一 株式總數ノ引受アリタルヤ否ヤ
  - 二 第七十七條ノ規定ニ依ル拂込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ
- 取締役及監査役ハ第八十一條第二項ノ報告書ヲ調査シ創立總會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス
- 取締役及監査役中發起人ヨリ選任セラレタル者アルトキハ創立總會ハ特ニ検査役ヲ選任シ前二項ノ調査及報告ヲ爲サシムルコトヲ得

本條は現行法第三十四條の規定に該當し唯第八十一條の検査役の調査に關する規定の新設に對應して必要な改正が加へられてゐる。

**第八十五條** 創立總會ニ於テ第六十八條第一項第四號乃至第七號ニ

掲グル事項ヲ不當ト認メタルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

第七十三條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

本條の第一項は現行法第三十五條と變りはないのであるが、現行法ではこの後に但書があり、この規定は解釋上疑義が多い。改正法では前にも述べた通り、第七十三條第三項及第四項に付て變更に服しない場合には發起人が自己の引受を取消し、そして定款を變更して設立を續行することが出来る

第三十四條 取締役及監査役ハ左ニ掲ケタル事項ヲ調査シ之ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス

- 一 株式總數ノ引受アリタルヤ否ヤ
- 二 各株ニ付キ第二百二十九條ノ拂込アリタルヤ否ヤ
- 三 第二百二十二條第三號乃至第五號ニ掲ケタル事項ノ正當ナルヤ否ヤ

取締役又ハ監査役中發起人ヨリ選任セラレタル者アルトキハ創立總會ハ特ニ検査役ヲ選任シ其者ニ代ハリテ前項ノ調査及ヒ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

るし、又或一定の期間内に變更に服しないとの申出をしない限りは、變更に服したものと看做すとの規定に改められてゐる。募集設立の場合にも固より之と同様に扱ふべきものであるから、この趣旨を明にするため第二項を加へ、現行法の但書を削除したのである。

**第八十六條** 前條ノ規定ハ發起人ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

本條は現行法第三十七條の規定と同じである。

**第八十七條** 創立總會ニ於テハ定款ノ變更又ハ設立ノ廢止ノ決議ヲモ爲スコトヲ得

前項ノ決議ハ招集ノ通知ニ其ノ旨ノ記載ナカリシトキト雖モ之ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第一項は現行法第三十八條通りで、第二項は新設の規定である。創立總會の通知に、この會社に依ると設立をやめるかも知れないと云ふことを豫め通知することは事實上ないことであるが、併し創立總會を開いて調査の結果又は論議の末敢て會社の設立を行ふべきでないとの結論に達することあり得るのである。隨つて現在でも通知事項には掲げてなくとも、斯る決議をなし得ることに實際の運用はなつてゐる。だから第二項の新設は、實際

第三十五條 創立總會ニ於テ第二百二十二條第三號乃至第五號ニ掲ケタル事項ヲ不當ト認メタルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

但金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲ス者アル場合ニ於テ之ニ對シテ與フル株式ノ數ヲ減シタルトキハ其者ハ金錢ヲ以テ拂込ヲ爲スコトヲ得



上の状態を變更したのではなく、現實に行はれてゐることを法文化したに止まると見るべきであらう。

第百八十八條 株式會社ノ設立ノ登記ハ發起人ガ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ第百七十三條ノ手續終了ノ日、發起人ガ株式ノ總數ヲ引受ケザリシトキハ創立總會終結ノ日又ハ第百八十五條ノ手續終了ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一 第百六十六條第一項第一號乃至第四號及第六號ニ掲グル事項
- 二 本店及支店
- 三 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由
- 四 數種ノ株式ヲ發行シタルトキハ其ノ各種ノ株式ノ内容及數
- 五 各株ニ付拂込ミタル株金額
- 六 株式ノ讓渡ノ制限又ハ株券ノ裏書ノ禁止ヲ定メタルトキハ其ノ規定
- 七 開業前ニ利息ヲ配當スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定
- 八 株主ニ配當スベキ利益ヲ以テ株式ヲ消却スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定
- 九 取締役及監査役ノ氏名及住所

第百四十一條 會社ハ發起

- 人カ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ第百二十四條ニ定メタル調査終了ノ日ヨリ又發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケザリシトキハ創立總會終結ノ日ヨリ二週間内ニ其本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス
- 一 第百二十條第一號乃至第四號及ヒ第七號ニ掲ケタル事項
- 二 本店及ヒ支店
- 三 設立ノ年月日
- 四 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其時期又ハ事由

- 十 取締役ニシテ會社ヲ代表セザル者アルトキハ會社ヲ代表スベキ者ノ氏名
  - 十一 數人ノ取締役ガ共同シ又ハ取締役ガ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定
- 第六十四條第二項及第六十五條乃至第六十七條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス

本條は現行法第百四十一條に該當し、株式會社の設立登記に關する規定であるが、改正法では設立登記が會社成立の要件になつた關係から、登記期間の起算日の規定が變更された。又登記事項に付ては三つの新しい規定が加へられた。その一は第四號で、之は先にも説明した通り新法は會社設立の際にも優先株、後配株其他異種類の株式の發行が出来ることになつたのでこれを登記の記載事項とした點である。その二は第六號にある様に株式の讓渡の制限又は禁止も記載事項としたもので、株券の裏書による移轉を禁止する様な場合には矢張りこれも登記に明にせねばならない。その三は株主に配當すべき利益を以て株式を消却する場合であるが、消却を受ける株主は勿論一般の株主に對しても大いに利害關係があるので、是亦現行規定を補充して、登記の必要事項とした。

- 五 各株ニ付キ拂込ミタル株金額
- 六 開業前ニ利息ヲ配當スベキコトヲ定メタルトキハ其利率
- 七 取締役及ヒ監査役ノ氏名、住所
- 八 會社ヲ代表スベキ取締役ヲ定メタルトキハ其氏名
- 九 數人ノ取締役カ共同シ又ハ取締役カ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規定
- 第五十一條 第二項、第三項、第五十二條及ヒ第五十三條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス



**第百八十九條** 株金ノ拂込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託會社ハ發起人又ハ取締役ノ請求ニ依リ拂込金ノ保管ニ關シ證明ヲ爲スコトヲ要ス  
前項ノ銀行又ハ信託會社ハ其ノ證明シタル拂込金額ニ付拂込ナカリシコト又ハ其ノ返還ニ關スル制限ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ズ

これは所謂預合禁止に關する根本的の規定で今回の商法改正の一要點をなしてゐる。會社設立の際募集設立の場合には第一回の拂込が重要な設立手續の一となつてゐる。拂込が完了しなければ、設立手續が完了せぬのであるが第一回の拂込が實際は集まらないのに集まつた様に假裝して設立手續を行ふ場合が無いでもなかつた。その方法として用ひられるのがこゝに云ふ預合で例へば或る銀行に第一回拂込金を全部預けたと云ふことにして、銀行から預り證を貰ひ、それを以て外部に對する第一回拂込完了の證據にする。併し銀行でも實際には預つてゐないのであるから、裏面で證書を取り交はし銀行は請求を受けても之に應じないとか、又は發起人其他重要な人に借金證書を作らして、是と相殺するとか其他種々の方法があるのであるが、この種の不當な行爲を總稱して預合と云ふのである。この預合に關し何ら禁止の規定がなかつたことは現行法の重大な缺陷であるので、改正法では先づ株式申込證に株金の拂込を取扱ふ銀行又は信託會社を記載させ（一七五條二項）その銀行なり信託會社なりから預つたと云ふ證明書を貰はねば登記は受付けられないこととした。そして此の銀行又は信託會社は發起人なり又は取締役の請求に依つ

ては拂込金の保管に關して證明をしなければならぬことを規定し、その證明をした以上は拂込がなかつたとか、又は裏面に約束があつて返還する必要があるのだ等所謂預合を以て會社に對抗することは出来ないことと云ふことを明確にした。

**第百九十條** 株式ノ引受ニ因ル權利ノ讓渡ハ會社ニ對シ其ノ效力ヲ生ゼズ  
發起人ハ前項ノ權利ヲ讓渡スコトヲ得ズ

第一項は現行法第百四十九條但書を改正したものである。株式の讓渡は定款に別段の定めない限り會社の承諾なくして之を爲すことは自由だが、現行法では設立登記を済す迄は之を讓渡し、又は讓渡の豫約をしてはいけないことになつてゐる（一四九條但書）。併しこの規定には種々の疑問があり實際市場で盛に行はれてゐる所謂權利株の賣買を以て法律上絶対無効であるとの説をなす學者もあるのであるが、この解釋は行過ぎであるとの理由から之は唯會社に對してその效力を生じないと云ふことに今回改めた。而して第二項を新設したのは、無責任な發起人が株式を引受け乍ら、直ぐその株式―權利株―を賣り飛ばして會社と縁を切つてしまふと云ふ様な不都合を豫め防止するためである。

第百四十九條 株式ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ會社ノ承諾ナクシテ之ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得但第百四十一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲナスマテハ之ヲ讓渡シ又ハ其讓渡ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ス



**第九十一條** 株式ヲ引受ケタル者ハ會社ノ成立後ハ錯誤若ハ株式申込證ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ其ノ引受ヲ取消スコトヲ得ズ創立總會ニ出席シテ其ノ權利ヲ行使シタルトキ亦同ジ

現行法第四百十二條に依れば、設立登記後は詐欺若は強迫を理由として引受の取消が出来ないことになつてゐるが、これだけでは不足なので錯誤若は株式申込證の要件の缺陷を理由に引受の無効を自ら主張出来ないことをも明にした。それと同時に無効若は取消の原因が假にあつたとしても創立總會に出席して引受人としての權利を行使した上は、無効なり取消なりの主張は出来ないことになつた。

**第九十二條** 引受ナキ株式又ハ第七十條、第七十一條若ハ第七十七條ノ規定ニ依ル拂込ノ未済ナル株式アルトキハ發起人ハ連帶シテ其ノ株式ノ引受又ハ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ

**第八十六條**ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

本條第一項は現行法第三百三十六條、第二項は同第三百三十七條の規定と同趣

第四百十二條 會社カ前條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル後ハ株式引受人ハ詐欺又ハ強迫ニ因リテ其申込ヲ取消スコトヲ得ス

旨である。

**第九十三條** 發起人ガ會社ノ設立ニ關シ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ發起人ハ會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

發起人ニ惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ發起人ハ第三者ニ對シテモ亦連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

現行法第四百十二條ノ二の規定と同様である。

**第九十四條** 會社ガ成立セザル場合ニ於テハ發起人ハ會社ノ設立ニ關シテ爲シタル行爲ニ付連帶シテ其責ニ任ズ

前項ノ場合ニ於テ會社ノ設立ニ關シテ支出シタル費用ハ發起人ノ負擔トス

本條は現行法第四百十二條ノ三の規定と變りがない。

**第九十五條** 取締役又ハ監査役ガ第八十四條第一項及第二項ニ定ムル任務ヲ怠リタルニ因リ會社又ハ第三者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ發起人モ亦其ノ責ニ任ズベキトキハ其ノ取締役、監査役及發起人ハ之ヲ連帶債務者トス



是は現行法第四百十二條ノ四の規定と全く同様である。

**第九十六條** 發起人、取締役又ハ監査役ガ會社ノ設立ニ關シ會社ニ對シテ損害賠償ノ責任ズベキ場合ニ於テハ其ノ責任ハ會社成立ノ日より三年ヲ經過シタル後ニ於テ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ

發起人や取締役、監査役が會社の設立に關して責任を負ふのは當然であるが、この責任が免除出来るか否かに關して現行法には何等規定がなかつたので、今回本條を新設し三年間は免除は出来ない、而も三年を経過しても第三百四十三條に定める特別決議がなければ免除は出来ないこととして責任に關する規定を充實した。

**第九十七條** 株主總會ニ於テ發起人ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ會日ノ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ガ訴ノ提起ヲ取締役ニ請求シタルトキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第二百六十七條第二項、第二百六十八條第二項乃至第五項及第二百七

十七條第一項但書第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

本條は少數株主權—少數株主とは資本の十分の一以上に當る株式を有する株主のこと、この點現行法と同じ—の作用の一つで現在は取締役又は監査役に對する訴の提起に關しては右と同趣旨の規定はあるが發起人に對する訴の提起に關しては何ら規定を缺いてゐたので、今回補填したものである。尤も少數株主權の作用を制限なしに認めることは弊害が多いので、會日より三ヶ月前から引續き資本の十分の一以上を有する株主と云ふことに限定した。これは俄かに株式を買集め少數株主になつて株主權を濫用するものが往々あるので之を防止するために加へた制限である。第二項は第二百六十七條の項で説明するが、要は訴を提起し乍ら容易に取下げるとか、和解するとか乃至拋棄する様なことでは意味をなさぬので、これらの場合に適當の制限を加へるため新に規定を設けたものである。

**第九十八條** 發起人ニ非ズシテ株式申込證、目論見書、株式募集ノ廣告其ノ他株式募集ニ關スル文書ニ自己ノ氏名及會社ノ設立ヲ贊助スル旨ノ記載ヲ爲スコトヲ承諾シタル者ハ自己ヲ發起人ナリト誤認シテ株式ノ申込ヲ爲シタル者ニ對シ發起人ト同一ノ責任ヲ負フ

是は會社の設立に關し第三者を保護するため新設された規定で、現行法の



不備を補つたものである。目論見書に付いては外國の法例は非常に之を重く見、法定の要件を備へさせ、そこに書いてあることに法定の效力を持たせ。又法定の責任を負はせると云ふ所謂目論見書主義をとる國もある。我國ではこの主義は採用しなかつたが、併し目論見書等會社の設立に付て一般公衆の見る、又は一般公衆に見せる書面に豫め發起人と同じ様な印象を與へるやう掲載させ、それを自分が許した者には發起人と同一の責任を負はせることとしたのである。

## 第二節 株式

(現一四三條—一五五條ノ二)  
(改一九九條—二二九條)

### 第一百九十九條 株式會社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツコトヲ要ス

是は現行法第四百十三條と全く同様である。

### 第二百條 株主ノ責任ハ其ノ引受ケ又ハ讓受ケタル株式ノ金額、額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テハ引受價額ヲ限度トス 株主ハ株金ノ拂込ニ付相殺ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ズ

現行法第四百四十四條に該當するが現行法では所謂プレミアム付で株式を發行した場合の規定が無いので、改正法に於ては「額面以上ノ價格ヲ以テ株式ヲ發行云々」の項を加へ不備を補修した。尤も現在に於ても額面以上の價額を以て株式を發行する場合には是と同一に解釋されて居たのであるから實際問題としては株主の責任の範圍に關する法律關係を法規上明確にしたと云ふに止まる。

### 第二百一條 假設人ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケ又ハ讓受ケタル者ハ株式引受人又ハ株主タル責任ヲ負フ他人ノ承諾ヲ得ズシテ其ノ名義ヲ以テ

第四百四十四條 株主ノ責任ハ其引受ケ又ハ讓受ケタル株式ノ金額ヲ限度トス  
株主ハ株金ノ拂込ニ付キ相殺ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ズ



株式ヲ引受け又ハ譲受ケタル者亦同ジ  
他人ト通ジテ其ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受け又ハ譲受ケタル者ハ其ノ他  
人ト連帶シテ株金ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

新設の規定である。全く假定の人の名義で株式を引受け又は譲受ける者が  
従来屢々見受けられた。これらの場合には利益配當金等は抜目なくちやんと  
受取つてゐるのであるが、さて会社の方から拂込の請求でもしやうとする場  
合には事實不可能に終ることが多い。併し斯かる場合でも實際株式を引受け  
た人又は譲受けた者は現に居るのであるから、その人自身が名義の如何に拘  
らず引受人又は株主としての責任を負はねばならぬ。それを明にしたのが第  
一項前段の規定である。又他人の承諾無しにその人の名義を使用して株式を  
引受け或は譲受けた場合にはその名義を使用した人自身が責任を負はねばな  
らぬ。之は同項後段の規定である。更に他人と共謀して、その名義で株式の引  
受又は譲受けをなす場合があり、而も株金拂込の義務回避のためこの種方法  
を採ることが往々あるので、第二項を設け斯る場合には、株式の引受又は譲  
受けをなした本人と、名前を貸した他人が連帶して株金の拂込義務あること  
を明にした。

**第二百二條** 株式ノ金額ハ均一ナルコトヲ要ス  
株式ノ金額ハ五十圓ヲ下ルコトヲ得ズ但シ一時ニ株金ノ全額ヲ拂込ム

ベキ場合ニ限り之ヲ二十圓迄ニ下スコトヲ得

本條は現行法第百四十五條と同様である。我商法は株券に額面の明記せぬ  
株式の發行は之を許さぬ建前であり、而もその金額は均一でなければならぬ  
ので額面の無い株式—所謂無額面株式—の發行は改正法でも認めないことにな  
つてゐる。無額面株式と云ふのは一九一二年紐育州に採用されたのが初めて  
で其後米國各州に流行し、紐育株式取引所の上場銘柄中（但一九三七年十月  
末現在）五二・三パーセントが無額面株であると云はれてゐる。株式會社の資  
本金と實際の資産は會社設立當初を除いては完全に一致するもので無いのに  
拘らず株券に額面額があるためにその額面金額を以て一株當りの會社の正味  
資産と誤解する場合が甚だ多い。この誤解を豫め防止し、配當金其他一切の  
計算は會社の正味資産を基礎として行ふべく考案されたのがこの無額面株式  
の制度であり、米國の無額面株には、定款に一定の資本金額を記載するけれ  
ども株券面に之を記載せぬものと、定款にも株券にも一切資本金額を記載せ  
ぬものと二種類ある。要するに無額面株には何十萬株中の何株と云ふが如く  
會社の總株數と其株券の株數が記載されて居るだけで、それに依つてその株  
券の名義人なり所持人は會社全財産に對し、その持分だけの權利のあること  
が保證されてゐる仕組みである。前にも述べる通り改正商法では全然無額面  
株には觸れてゐないが、一部民間側ではこの制度の採用につき熱心な研究を  
つづけてゐる。



**第二百三條** 株式が數人ノ共有ニ屬スルトキハ共有者ハ株主ノ權利ヲ行

使スベキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

株主ノ權利ヲ行使スベキ者ナキトキハ共有者ニ對スル會社ノ通知又ハ

催告ハ其ノ一人ニ對シテ之ヲ爲スヲ以テ足ル

共有者ハ會社ニ對シ連帶シテ株金ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

第一項第三項は現行法第四百十六條の規定と同趣旨であり、第二項は新設の規定である。株式を共有する場合には、株主權を行使すべき者一名を定めねばならぬのであるが、その定めのない場合、共有者全員に對し會社から通知、催告をせねばならぬこととする時は煩雜に堪えないので、かかる場合にはその中の一人に對する通知又は催告で足りることを明にしたのである。

**第二百四條** 株式ハ之ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ其ノ讓渡

ノ制限ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

株券ノ發行前ニ爲シタル株式ノ讓渡ハ會社ニ對シ其ノ効力ヲ生ゼズ

株式の讓渡は原則として自由であることは現行法、改正法共に變りはない唯現行法第四百十九條に謂ふ定款に別段の定めと云ふのは果して如何なる内容のものであるか—即ち會社の承諾がなければ他人に讓渡せないと云ふ制限のみを意味するものであるか、それとも定款によつて廣く一般に株式の讓渡

**第四百十九條** 株式ハ定款

ニ別段ノ定ナキトキハ會社ノ承諾ナクシテ之ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得但シ第四百十一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スマテハ之ヲ讓渡シ又ハ其讓渡ノ豫約

ヲ爲スコトヲ得ス

を禁止することも出来るのかどうか—に付ては學者實際家の意見は必ずしも一致してゐない。併し乍ら法律の解釋論としては定款によつて株式の讓渡を禁止することも出来るし、又讓渡を制限することも出来ること云ふのが通説の様である。この解釋論に従つて昭和十一年十二月召集の第七十議會に提案された改正商法の原案（但し同議會は十二年三月三十一日解散に遭ひ不成立に終る）には「但シ定款ヲ以テ其讓渡ノ禁止又ハ制限ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ」となつてゐたのであるが同議會に於ける委員會の多數意見に依つて「禁止又ハ」の四字を削除し、第七十三議會にはこの削除した原案を提出、その通り成立を見たのである。改正商法では第二百四條に讓渡の「禁止」の文字は抹殺されたのであるが、併し乍らこれがため改正法に於ては定款によつて讓渡の禁止が不可能になつたと解すべきでは無い。第七十三議會の席上政府委員大森洪太氏が「制限と云ふ文字だけに致しても結局現行法の下に行はれて居る解釋通りになるのであるから、特に禁止と云ふ様な文字を用ふることを避けた方が宜しい。この趣旨に従つて改正を行つた」と説明してゐる點から見ても、法律の解釋論としては他の法規にふれぬ限り現在通り定款によつて讓渡の制限も出来るし、讓渡の禁止も可能であると解すべきである。この種制限が定款に定めてない以上は、株式の讓渡は自由である。

第二項は所謂權利株の讓渡の場合で、現行法規の下では無効となつてゐるのであるが、これは實情に副はず而も當然無効とする必要は無いので、會社成立後株券の發行前に爲した株式の讓渡は會社に對してのみ對抗することが



出来ないことを明確にした。尙會社成立前に於ける株式引受人の權利を譲渡しても會社に對しては効力無く、又この場合發起人は絕對に之を譲渡し得ないことは既に第九十條の項の説明の際述べた通りである。

**第二百五條** 記名株式ノ譲渡ハ株券ノ裏書ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
手形法第十二條、第十三條及第十四條第二項ノ規定ハ株券ノ裏書ニ之ヲ準用ス

新設の規定であつて、今回の商法改正に於ける重要點の一つである。現行法では株式の譲渡の形式に付ては別に規定がないので當事者間の意思表示のみによつても之を爲すことが出来るのであるが、記名株式の譲渡は取得者の氏名、住所を株主名簿に記載し且つ氏名を株券に記載するものでなければ、之を以て會社其他の第三者に對抗することが出来ない。(無記名株式の場合には株券の引渡を要する)従つて記名株式の譲渡を以て第三者に對抗する爲には名義書替を必要とするのであるが、併し株式が轉々する度毎に一々書替をするのは煩に耐へないので、實際上は株式を譲渡するに當り株券と一緒に名義書替の白紙委任狀を譲受人に交付し、譲受人は更に之を第三者に譲渡し轉々賣買される。而して株式の所有を希望する譲受人が初めてこの白紙委任狀に自己の氏名を記載して、名義書替を求め株主となるのである。今日株式

の譲渡は、この白紙委任狀附で行はれることが最も多いのであるが、此白紙委任狀附の譲渡に就ては議論が甚だ多く、當初は學說も、判例も、之を無効として居つた。併し乍ら現行法の下では白紙委任狀附とする以外、株式の譲渡は行ひ難い關係もあつて、この方法を利用するものが増加し遂に一般的に慣習法的に之が是認されるに至つた。現在では判例も之を有効としてゐるし學說も反對はしてゐない。改正法に於ても此の白紙委任狀附の譲渡を無効とはせず、之も勿論認めるが別個に株券の裏書による株式の譲渡の方法も廣く採用することになつたのである。白紙委任狀附の譲渡の場合には、譲受人は善意取得者としての保護を受けてゐない。故に例へば最初の譲渡人の譲渡行為が法定代理人の同意のない未成年者の行爲であつて取消されるとか、或は株券が盗品であつた場合等は譲受人が全くその事情を知らなくとも其株券は取上げられてしまふ。これでは譲受人の地位は甚だ不安と云はねばならぬ。こうした不都合を除くため、株券の裏書の方法による譲渡の途を開き、この裏書によつて譲受けた場合には原則として善意取得者の効力を與へることとしたのである。尤も株式の裏書による譲渡の認められるのは定款に別段の定めない時に限るのであるから、會社は定款によつてこれが制限をなし、又は裏書の禁止をなすことも出来る。但株式の譲渡の制限、株式の裏書禁止を定めたときは、定款に記載することは當然であるが更に株式申込證に記載し又その旨登記せねばならぬ。

裏書譲渡の方法に付ては本條の第二項に於て、手形法十二條、十三條及十



四條第二項の規定を準用する旨を明にしてゐる。よつて株式の裏書は手形の裏書と同様に、單純なることを要し、裏書に條件を附した場合はその條件のみが無効である(手形法十二條參照)。持參人拂の裏書は白地式裏書と同一の効力を有する(同上)。尙裏書の方式に付ては株券又は補箋に裏書人署名することを要する(手形法十三條一項參照)が、又被裏書人を指定せずして之を爲し、或は單に裏書人の署名のみを以て爲すこと(白地式裏書)も出来る(同條二項參照)。この後の場合には裏書は株券の裏面又は補箋に之を爲すことを要する(同上)。白地式裏書ある株式の所持人は(一)自己の名稱又は他人の名稱を以て白地を補充することが出来るし(二)白地式に依り又は他人を表して更に株券を裏書することも出来るし、又(三)白地を補充せず且裏書を爲さずして株券を第三者に讓渡することも出来る(同法十四條二項參照)。

**第二百六條** 株券ノ裏書ニ依ル記名株式ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ズ  
前項ノ場合ヲ除クノ外記名株式ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ  
株金ノ滯納アル株式ニ付テハ會社ハ前二項ノ名義書換ヲ拒ムコトヲ得

第一項は第二百五條新設に應じて新に設けられた規定で、裏書による記名

第五十條 記名株式ノ移轉ハ取得者ノ氏名、住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載スルニ非ザレハ之ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

株式の移轉の場合、其の會社對抗の要件を定めたものである。第二項は白紙委任狀附等の如く、裏書に依らない記名株式の移轉の場合を規定したもので現行法第五十條と全く同趣旨である。第三項も新設のもので現在は株金の滯納がある時でも、會社が名義書換を拒絶して宜しいと云ふ法規がなかつたこれでは甚だ都合だと云ふのでこの項を設けたわけで當然のことであらう。

**第二百七條** 記名株式ヲ以テ質權ノ目的ト爲スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス  
質權者ハ繼續シテ株券ヲ占有スルニ非ザレバ其ノ質權ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

株式の質入は現在でも認めてゐるのであるが、唯現商法ではこの質入に関する基本的な法規が無かつたので、本條を新設してその缺陷を補ひ法律關係を明確にしたのである。

**第二百八條** 株式ノ消却、併合又ハ轉換アリタルトキハ從前ノ株式ヲ目的トスル質權ハ消却、併合又ハ轉換ニ因リテ株主ガ受クベキ金錢又ハ株式ノ上ニ存在ス

第二百二十條ノ五、株式併合ノ場合ニ於テ從前ノ株式ヲ目的トスル質權ハ併



第二百十四條第一項又ハ第二百五條第二項ノ規定ニ依ル株式ノ處分アリタルトキハ其ノ株式ヲ目的トスル質權ハ従前ノ株主ガ第二百十四條第二項ノ規定ニ依リテ拂戻ヲ受クベキ金錢ノ上ニ存在ス

従前の株式を目的とする質權は、その株主の受くべき金錢又は株式の上に存すると云ふ規定は、現在もあるのであるが、現行法では此は單に資本の減少の場合のみに限られてゐる。質權の効力の及ぶ範圍をかく狭少に定めることは不當なので改正法では資本減少の際の株式併合の場合も勿論、株式の消却、株式の轉換（この轉換については後に説明する）等の場合にも全て右と同様の効力の及ぶことを明にした。これが本條第一項で、第二項は株金滯納の場合に於ける處分によつて生ずる問題に關する規定である。第二百十四條第一項と云ふのは後に述べる通り、滯納處分による競賣に關する規定であり又第二百五條第二項と云ふのは滯納處分に依つて讓渡人が引受けた場合に關するものである。この競賣なり、讓渡人の引受なりの場合、滯納金額よりも餘計な金が入つた場合には、其の處分は従前の株主が拂戻することになつて居るその拂戻金の上に質權が存在すると云ふことを明にしたのである。

**第二百九條** 記名株式ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ會社ガ質權設定者ノ請求ニ依リ質權者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキハ質權者ハ會社ヨリ利益若ハ利息ノ配

合ニ因リテ株主カ受クベキ株式及ヒ金錢ノ上ニ存在ス

當、殘餘財産ノ分配又ハ前條ノ金錢ノ支拂ヲ受ケ他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ニ充ツルコトヲ得  
民法第三百六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第一項ノ質權者ハ會社ニ對シ前條第一項ノ株主ノ受クベキ株式ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

新設の規定である。株式を質に入れることは、前にも云ふ通り現在でも認められてゐるが、唯そのことが會社に知れる方法が規定されてゐないため、會社は依然として配當も又は殘餘財産も株主に渡すのである。質權者はこれに對し苦情を申出ようとしても、もと／＼會社ではその株式が質に入つてゐるのかどうか、質權者が誰であるかわかつてゐないのであるからどうにもならない。この不便を除くため今度登録質とでも云ふべき方法、即ち質權の設定を會社に知らせ、會社の帳簿に登録して置く制度を採用したのである。尤も之は必ずそうしなければならぬと云ふのではないのであるから、會社に知られては困ると云ふ向は從來通り登録質にはしないでも宜ろしいのである。唯登録することにより質權者の立場は非常に有利となり、従つて金利なども安くなり得るのであるから、質入者にとつても有利となる場合が多い。此理由によつて登録質の途も拓くことゝしたのである。尙登録質の債權者は利益配當なり、殘餘財産の分配を受ける外、場合によつては株式を必要とすることも生じるので、第三項に於て株式の引渡をも請求し得ることゝした。



第二百十條 會社ハ左ノ場合ヲ除クノ外自己ノ株式ヲ取得シ又ハ質權ノ

目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ

- 一 株式ノ消却ノ爲ニスルトキ
- 二 合併又ハ他ノ會社ノ營業全部ノ讓受ニ因ルトキ
- 三 會社ノ權利ノ實行ニ當リ其ノ目的ヲ達スル爲必要ナルトキ

現行法第五十一條一項には單に「會社ハ自己ノ株式ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ」と自己株式取得禁止の原則のみを掲げてあるため、實際問題として解釋上動きの取れない場合に達することがある。即ち株式の消却の時とか、他の會社を合併又は他の會社の營業全部を讓受けた時、或は滞納處分の競賣をしようと云ふ場合等には、會社は一時どうして自己の株式を取得しなければならぬ。これがため現在では法規には何らの定めがないのであるが、この種の自己株式取得は例外的には認されてゐるのである。改正法はこの點に鑑み、以上の様な例外的の場合には之を是認するが、その他の場合には自己の株式は取得出来ないし、又質權の目的として之を受けることは出来ない旨を法文に明にしたのである。

第二百十一條 前條第一號ノ場合ニ於テハ會社ハ遲滞ナク株式失效ノ手續ヲ爲シ第二號及第三號ノ場合ニ於テハ相當ノ時期ニ株式又ハ質權ノ處分ヲ爲スコトヲ要ス

前條の説明にある如く、會社は或る場合に限り例外的に自己株式を取得することが出来る様に法文上は認められることに成つたが、これはあく迄一時的のことであつて永久に自己の株式を持つことは許されない。本條は一時的取得の場合にそれ／＼之を處分しなければならぬことを規定したものである。

第二百十二條 株式ハ資本減少ノ規定ニ從フニ非ザレバ之ヲ消却スルコトヲ得ズ但シ定款ノ規定ニ基キ株主ニ配當スベキ利益ヲ以テスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三百七十七條ノ規定ハ株式ヲ消却スル場合ニ之ヲ準用ス

本條第一項は現行法第五十一條第二項と全く同趣旨である。第二項は株式の消却の場合にも、株式の併合の場合と同様の公告、通知の手續を要することを新に規定し債權者保護のため、現行法の不備を補充した。

第二百十三條 株金ノ拂込ハ其ノ期日ノ二週間前ニ之ヲ各株主ニ催告スルコトヲ要ス

株主ガ拂込ヲ爲サザルトキハ會社ハ更ニ期日ヲ定メ其ノ期日迄ニ拂込ヲ爲サザルトキハ會社ニ於テ株式ヲ處分スベキ旨ヲ其ノ株主及株主名簿ニ記載アル質權者ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ通知ハ期日ノ二週間前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第五十一條 會社ハ自己

ノ株式ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ  
株式ハ資本減少ノ規定ニ從フニ非ザレハ之ヲ消却スルコトヲ得ズ但定款ノ定ムル所ニ從ヒ株主ニ配當スベキ利益ヲ以テスルハ此限ニ在ラス

第五十二條 株金ノ拂込

ハ二週間前ニ之ヲ各株主ニ催告スルコトヲ要ス  
株主カ期日ニ拂込ヲ爲サザルトキハ會社ハ更ニ一定ノ期間内ニ其拂込ヲ爲



前項ノ場合ニ於テハ會社ハ其ノ株主ノ氏名及住所、株券ノ番號竝ニ通知事項ヲ公告スルコトヲ要ス

本條以下の數條は株金滯納の場合の手續を規定したものであるが現行法に對し相當大きな改正が加へられてゐる。その第一は失權手續を避けて他の方法を探ることに改めた點である。現行法第一百五十二條に依るときは、株主が株金の拂込をせぬ場合、會社はその株主に對し「株主の權利を失ふ旨」即失權手續を取ることが出来る様に規定されてゐる。併し乍ら株金の滯納があるからとて、株主の關係から全く離脱せしめて了ふことはその必要もないし又會社にとつて必ずしも得策ではないので、改正法ではこの失權手續をやめ、斯様な場合にはその株主に代つて、會社がその株式の處分をしても宜しいと云ふことに變更した。而して會社が株式の處分をなす手續は、大體現在の失權手續と大差がない。

**第二百十四條** 會社ガ前條第一項及第二項ニ定ムル手續ヲ踐ミタルモ株主ガ拂込ヲ爲サザルトキハ會社ハ株式ヲ競賣スルコトヲ要ス但シ裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ方法ニ依リ之ヲ賣却スルコトヲ妨ゲズ  
會社ハ株式ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ滯納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控除シタル金額ヲ從前ノ株主ニ拂戻スコトヲ要ス  
株式ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滯納金額ニ滿タザル場合ニ於テハ會

社ハ從前ノ株主ニ對シ不足額ノ辨濟ヲ請求シ若シ從前ノ株主ガ二週間内ニ之ヲ辨濟セザルトキハ讓渡人ニ對シテ其ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

會社が前條に定めた手續を取つたのにも不拘、株主が尙拂込を爲さない場合は會社はその株式を競賣しなければならぬ。此の競賣は競賣法による競賣であるが、この競賣が却つて効果を擧げ得ない場合も想像されるので、換價方法を廣く認める趣旨から、場合によつては裁判所の許可を得て他の方法に依つて賣却しても差支へないこととした。他の方法と云ふのは信託會社の賣却にまかせるとか、又は他の施設に委託するとか種々あるであらうが、要するに適正に而も高價に賣れる方法であれば良いのである。第二項、第三項は處分の結果會社の得たる金額が、滯納金額に對し過不足を生じた場合の規定である。

**第二百十五條** 會社ハ前條第一項ノ處分ニ着手スル日ノ二週間前ニ株式ノ讓渡人ニシテ第二百十九條ノ規定ニ依リテ責任ヲ負フ者ニ對シ其ノ處分ヲ爲スベキ旨ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス  
讓渡人ガ株式ノ處分ニ先チ滯納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額以上ノ金額ヲ提供シテ株式ノ買受ヲ申出デタルトキハ會社ハ其ノ讓渡人ニ對シ申出價額ヲ以テ株式ヲ讓渡スコトヲ要ス

スヘキ旨及ヒ其期間内ニ之ヲ爲サザルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ其株主ニ通知スルコトヲ得但し其期間ハ二週間ヲ下ルコトヲ得ス  
前項ノ規定ニ依リ會社カ株主ニ對シ其權利ヲ失フヘキ旨ヲ通知スルトキハ會社ハ其通知スヘキ事項ヲ公告スルコトヲ要ス



前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

會社が一定の手續を踐んだのにも拘らず株主が尙拂込を怠る場合は、會社はその株式の競賣或は其の他賣却の處分をせねばならぬことは前條の説明に述べた通りであるが、この株式に讓渡人としての責任を負ふ人があるときは、會社は右の處分に着手する前にその讓渡人に通知することを要することとした。之は右の處分の結果不足金が生ずれば讓渡人が負擔せねばならぬ場合もあるから處分に關し豫め讓渡人に警告を與へることは至極當然のことである。讓渡人が株式の處分に先立ち、再び株主となる希望を持つならばその讓渡人に株式を持たせることは結構なことなので、其の途を拓くことにした。第三項が即ちそれであつて、讓渡人が株式の處分に先立ち滯納金額及び定款に定めた違約金以上の金額で株式の買受を申出たときは、その値段で以て會社はその株式を讓渡さねばならぬことに規定された。

**第二百十六條** 第二百十四條第一項ノ規定ニ依リ株式ノ競賣ヲ爲シタルモ其ノ結果ヲ得ザルトキハ會社ハ資本減少ノ規定ニ從ヒテ其ノ株式ヲ消却スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百十四條第三項ノ規定ヲ準用ス

本條も新設のもので競賣をしようとしてどうしても其の結果を得ることが

出来ない場合の規定である。減資の規定に従つて其の株式を消却すると云ふやうな場合には、結局滯納金の入らない時なのであるから、第二百十四條第三項の規定を準用して、従前の株主又は其の讓渡人に之を請求することが出来ることにした。

**第二百十七條** 前三條ノ規定ハ會社ガ損害賠償及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

現行法第百五十三條第四項と全く同様である。

**第二百十八條** 株主ガ第二百十三條第二項ノ期日迄ニ株金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ會社ハ其ノ株主及株主名簿ニ記載アル質權者ニ對シ二週間内ニ株券ヲ會社ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ株券ハ其ノ效力ヲ失フ  
前項ノ場合ニ於テハ會社ハ遲滞ナク失効シタル株券ノ番號竝ニ其ノ株主ノ氏名及住所ヲ公告スルコトヲ要ス

本條も亦今回新に設けられたもので、滯納金處分に際して株券の提出を命ずる規定である。右にも述べた通り、株式を競賣其の他の方法で賣却するのであるから、どうしても株券を必要とする。従つて提出なき株券は失効と云



ふことにしなければ十分に効果をあげることが出来ない。

**第二百十九條** 第二百十四條第三項ニ定ムル讓渡人ノ責任ハ株式ノ讓渡ヲ株主名簿ニ記載シタル後二年内ニ會社ガ第二百十三條第一項ノ規定ニ依リ拂込ノ催告ヲ發シタル株金ニ關スルモノニ限ル  
發起人ガ會社ノ設立ニ際シテ引受ケタル株式ニ付會社ノ成立後五年内ニ拂込ノ催告ヲ發シタル株金ニ關シテハ發起人ハ前項ノ規定ニ拘ラズ  
第二百十四條第三項ニ定ムル讓渡人ノ責任ヲ負フ

現行法第五十四條は、運用上これまで種々の疑義があつたので、本條第一項では單に責任が二年と云ふ様な曖昧な表現を避け、株式の讓渡を株主名簿に記載した後二年以内に會社が拂込の催告を發した株金に關するものに限ることを明記して疑を一掃した。第二項は發起人の責任を重んずるため新設した規定で、發起人が會社の設立に際して引受けた株式に關しては、會社の成立後五年内に拂込の催告を發した株金については發起人は讓渡人の責任を負ふこととしたのである。

**第二百二十條** 株式ノ讓渡人ガ第二百十四條第三項ノ不足額ヲ辨濟シタルトキハ株券又ハ株主名簿ニ記載アル後者全員ニ對シ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

發起人ガ前條第二項ノ規定ニ依リテ不足額ヲ辨濟シタルトキハ其ノ後者中前條第一項ノ規定ニ依リテ責任ヲ負フ者及其ノ後者全員ニ對シテノミ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得  
償還ヲ爲シタル讓渡人ハ更ニ自己ノ後者全員ニ對シ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

株金滞納の場合、株式の讓渡人が株式處分による不足額を辨濟することは現在に於ても行はれてゐるのであるが、此不足額を辨濟した讓渡人の償還請求の權利については現行商法には何らの規定がない。改正法ではこの點を明確にし不足額を辨濟した讓渡人は、株券又は株主名簿に記載してある後者に對し償還の請求が出来る旨を明にした。今日に於ても實際問題としては民法の規定を適用し大體これと同様の方法を取つてゐるのであるが、商法に規定がないため法律關係が錯綜し、兎角疑問を生ずることが尠くなかつた。今後はかうした缺陷は除去される譯である。但し發起人の責任期間は普通の場合より長く五年となつてゐるので發起人が不足金額を辨濟した時に其の後者の誰にでも請求出来ること云ふわけには行かぬ。其の後者の中で二年の責任期間内に在る者に對してのみ請求出来ることを明にしたのが第二項である。第三項は償還を爲した讓渡人は更に自分の後者全員に對して償還の請求の出来ることを規定したものである。

第五十四條 第五十三條ニ定メタル讓渡人ノ責任ハ讓渡ヲ株主名簿ニ記載シタル後二年ヲ經過シタルトキハ消滅ス



**第二百二十一條** 株金ノ拂込期日後ニ株式ヲ讓渡シタル者ハ會社ニ對シ  
株主ト連帶シテ其ノ株金ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

本條も亦新設の規定である。拂込期日後に株式を讓渡する者もあり得るのであるが、従來はこの點に關し種々不都合を生じてゐた。改正法ではかゝる場合、會社はそのどちらの者にも請求が出来ることを明にしたので右の不便が無くなり拂込義務の回避を防止し、株金拂込の確實を期することが出来ることになつた。

**第二百二十二條** 會社ガ數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ利益若ハ利息ノ配當又ハ殘餘財産ノ分配ニ付株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ定款ニ定ナキト雖モ資本ノ増加若ハ減少又ハ會社ノ合併ノ決議ニ於テ新株ノ引受、株式ノ併合若ハ消却又ハ合併ニ因ル株式ノ割當ニ關シ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ爲スコトヲ得

現行法では優先株だけを、而も資本増加の場合に限り認めてゐるのであるが、先にも述べた通り現在の經濟社會狀態から見てこれでは狭過ぎるとして、優先株の外に後配株その他異種類の株式を、それも單に資本増加の場合だけで無く會社設立の場合にも發行し得ることとした。是は今回の改正の一重要

**第二百十一條** 會社ハ其資本ヲ増加スル場合ニ限り優先株ヲ發行スルコトヲ得此場合ニ於テハ其旨ヲ定款ニ記載スルコトヲ要ス

點で、本條はその基本的の規定である。數種の株式と云ふのは、如何なる相違のある株式であるかそれを具體的に明にする基礎となるのが本條なのである。利益の配當であるとか、建設利息の配當であるとか、殘餘財産の分配に付て各種類毎に率を異にする株式の發行が考へられる。かく金銭的價値に相違のある株式を發行することが、即ち數種の株式を發行する場合であり、第一項はその異種類の株式の内容の差等を定めるものである。而して異種類の株式の發行があれば、定款に別に定めない場合でも増資、減資、合併の決議等に依つて新株の引受なり、株式の併合なり、消却なり、又は合併に因る株式の割當に關しそれ〴〵株式の種類に應じ各別の定をしても宜しいと云ふことを第二項によつて明にした。

**第二百二十三條** 株主名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 株主ノ氏名及住所
- 二 各株主ノ有スル株式ノ種類及數並ニ株券ノ番號
- 三 各株ニ付拂込ミタル株金額及拂込ノ年月日
- 四 各株式ノ取得ノ年月日
- 五 無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其ノ數、番號及發行ノ年月日

本條は現行法第七十二條に該當するが、他の個所の改正に伴ひ適當に變

**第七十二條** 株主名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 株主ノ氏名、住所
- 二 各株主ノ數及ヒ株券ノ番號
- 三 各株ニ付拂込ミタル株金額及ヒ拂込ノ年月日



更が加へられてゐる。尙現行法は第三節會社ノ機關中にこの條文が挿入され其の排列は當を得ないので、新法では順序を改め株式の節に置くことにした

**第二百二十四條**

會社ノ株主ニ對スル通知又ハ催告ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者ガ會社ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル  
前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ株式申込人、株式引受人、従前ノ株主、株式ノ讓渡人又ハ質權者ニ對スル通知又ハ催告ニ之ヲ準用ス

第一項、第二項は現行法第七十二條の二と同趣旨で第三項は現行規定を補足したものである。

**第二百二十五條**

株券ニハ左ノ事項及番號ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 會社ノ商號
  - 二 會社成立ノ年月日
  - 三 資本ノ總額
  - 四 一株ノ金額
  - 五 數種ノ株式アルトキハ其ノ株式ノ内容
  - 六 株式ノ讓渡ノ制限又ハ株券ノ裏書ノ禁止ヲ定メタルトキハ其ノ規定
- 一時ニ株金ノ全額ヲ拂込マシメザル場合ニ於テハ拂込アル毎ニ其ノ金額ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス

現行法第四百八條に該當するが、他の個處の改正に伴ひ適宜に補正されてゐる。即ち第一項第二號は改正、第五、六號は追加されたものである。

**第二百二十六條**

株券ハ會社ノ成立後ニ非ザレバ之ヲ發行スルコトヲ得ズ  
前項ノ規定ニ違反シテ發行シタル株券ハ無効トス但シ株券ヲ發行シタル者ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

改正法では、全て會社は本店の所在地に於て設立の登記を爲すに因りて成

- 四 各株式ノ取得ノ年月日
- 五 無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其數番號及ヒ發行ノ年月日

第七十二條ノ二 會社ノ株主ニ對スル通知又ハ催告ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其者カ會社ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル  
前項ノ通知又ハ催告ハ通常其到達スヘカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

第四百八條 株券ニハ左ノ事項及ヒ番號ヲ記載シ

- 取締役之ニ署名スルコトヲ要ス
- 一 會社ノ商號
  - 二 第四百一一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル年月日
  - 三 資本ノ總額
  - 四 一株ノ金額
- 一時ニ株金ノ全額ヲ拂込マシメザル場合ニ於テハ拂込アル毎ニ其ノ金額ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス
- 第四百七條 株券ハ第四百一一條第一項ノ規定ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲シタル後ニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス



立することに改められたので（五七條）本條は現行法第四百十七條と趣旨に於ては全く同様である。

**第二百二十七條** 無記名式ノ株券ハ定款ニ定アル場合ニ限り株金全額ノ拂込アリタル株式ニ付之ヲ發行スルコトヲ得  
株主ハ何時ニテモ其ノ無記名式ノ株券ヲ記名式ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得

本條は現行法第一百五十五條の規定に該當、之を適當に改正したものである

**第二百二十八條** 無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ株券ヲ會社ニ供託スルニ非ザレバ株主ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ズ

現行法第一百五十五條の二の規定と同趣旨である。

**第二百二十九條** 小切手法第二十一條ノ規定ハ株券ニ之ヲ準用ス  
株主名簿ニ記載アル株主ノ爲シタル裏書ガ眞正ナラザル場合ニ於テ會社ニ就キ調査ヲ爲サバ其ノ眞偽ヲ判別スルコトヲ得ベカリシモノナル

トキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

重要な新設の規定である。改正法に於て株券の裏書を認めたることは既に二百五條の項で説明した通りであるが、其の裏書の効力に付ての規定が本條なのである。裏書の方法に付ては手形法第十二條第十三條及第十四條第二項の規定を準用する事となつてゐるが（二五條二項）、その効力に付ては小切手法第二十一條の規定を準用することとしたのである。小切手法第二十一條と云ふのは、善意取得者を保護した規定で、即ち悪意又は重大なる過失に依る以外の場合の取得者は返還の義務を負はないと云ふ規定である。株式に付ても之と同様善意取得者を保護するのは固より當然のこととて、第一項はこの點を明にしたのである。但し今日の様に白紙委任狀に依つて株式の轉々してゐる現状から見て、右の規定をあらゆる場合に適用することは法律關係を餘りに急變せしめることになるので、第二項に於て之が緩和を圖つた。株主名簿に記載ある株主の裏書と云ふのは、要するに株券の裏書による轉々の最初——云はば第一の裏書なのである。其の第一の裏書の場合に限るのであるが、この第一の裏書が若し眞正でない場合には、會社に就て調査をしたならば、その眞偽が判明したのであらうのに、それをしなかつた爲め解らなかつたと云ふ場合だけは、善意取得者と雖も保護をされない。この緩和の規定を適用されるのは第一の裏書に付てのみである。之は後にも述べる通り悪意又は重大なる過失がないからとて常に株券の取得者が全て眞正な株主であると爲

前項ノ規定ニ反シテ發行シタル株券ハ無効トス但株券ヲ發行シタル者ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

第一百五十五條 株金全額ノ拂込アリタルトキハ株主ハ其株券ヲ無記名式ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得  
株主ハ何時ニテモ其無記名式ノ株券ヲ記名式ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得



すことは、現在の法律關係から見て飛躍に過ぎ實際の取引上から見ても妥當でないとの理由に基くものである。

**第二百三十條** 株券ハ公示催告ノ手續ニ依リテ之ヲ無効ト爲スコトヲ得  
株券ヲ喪失シタル者ハ除權判決ヲ得ルニ非ザレバ其ノ再發行ヲ請求ス  
ルコトヲ得ズ

本條も新設の規定である。株券に關し公示催告及び除權判決の途を拓いて無かつたことは現行法の重大な缺陷と云はれてゐる。本條はその不備を補修したもので、今後は株券は公示催告の手續に依つて無効とすることが出来る又株券を喪失した人は除權判決に依つて其の再發行を請求しなければならず除權判決以外の方法では再發行は求められないこととなる譯である。

### 第三節 會社ノ機關

(現一五六條—一八九條  
改二三一條—二八〇條)

#### 第一款 株主總會

**第二百三十一條** 總會ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外取締役之ヲ  
招集ス

本條は新設の規定である。現行法の下に於ても其の趣旨に變りはないのであるが、株主總會は原則として取締役が招集すべきものたることを法文上明にしたのである(一五七條第一項)

**第二百三十二條** 總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シ  
テ其ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

前項ノ通知ニハ會議ノ目的タル事項ヲ記載スルコトヲ要ス  
會社ガ無記名式ノ株券ヲ發行シタル場合ニ於テハ會日ヨリ三週間前ニ  
總會ヲ開クベキ旨及會議ノ目的タル事項ヲ公告スルコトヲ要ス  
前三項ノ規定ハ議決權ナキ株主ニ付テハ之ヲ適用セズ

總會招集の手續を規定したものであつて、第一項乃至第三項は現行法第百

第二百五十六條 總會ヲ招集

スルニハ會日ヨリ二週間  
前ニ各株主ニ對シテ其通  
知ヲ發スルコトヲ要ス  
前項ノ通知ニハ會議ノ目  
的タル事項ヲ記載スルコ  
トヲ要ス

會社ガ無記名式ノ株券ヲ  
發行シタル場合ニ於テハ



五十六條と同様である。改正法は後に説明する如く、新に議決権なき株式の発行を認めてゐるが（二四二條）かゝる株主に對しては總會の招集を知らせる必要がないので、第四項を新設した。

**第二百三十三條** 總會ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本店ノ所在地又ハ之ニ隣接スル地ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス

現行法では總會の招集地に關する規定が無く、疑義を生じ實際上支障を來したこともあるので、本條を新設したのである。

**第二百三十四條** 定時總會ハ毎年一回一定ノ時期ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス

年二回以上利益ノ配當ヲ爲ス會社ニ在リテハ毎決算期ニ總會ヲ招集スルコトヲ要ス

現行法第五十七條の規定と趣旨は同じく、字句を若干改正した。

**第二百三十五條** 臨時總會ハ必要アル場合ニ隨時之ヲ招集ス

臨時總會ハ監査役モ亦之ヲ招集スルコトヲ得此ノ總會ニ於テハ會社ノ業務及財産ノ狀況ヲ調査セシムル爲特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

第一項は現行法第五十九條と同趣旨で、第二項は同第八十二條の規定に該當する。現行法では此の第二項は監査役の款に規定されてゐるが、この位置は妥當でないとして改正法では第一款株主總會の中に移し、且字句を若干修正した。

**第二百三十六條** 取締役又ハ監査役ガ總會ヲ招集スルニハ各其ノ過半数ノ決議アルコトヲ要ス

本條は新設の規定である。現行法では取締役又は監査役が總會の招集を決定する方法に付て規定を缺いてゐたため、解釋上疑義があつたので、其の場合には過半数の決議を要することを明にしたのである。

**第二百三十七條** 資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル後二週間内ニ取締役ガ總會招集ノ手續ヲ爲サザル

會日ヨリ三週間前ニ總會ヲ開クヘキ旨及ヒ前項ニ掲ケタル事項ヲ公告スルコトヲ要ス

**第五十七條** 定時總會ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ取締役之ヲ招集スルコトヲ要ス

年二回以上利益ノ配當ヲ爲ス會社ニ在リテハ毎配當期ニ總會ヲ招集スルコトヲ要ス

**第五十九條** 臨時總會ハ

必要アル毎ニ取締役之ヲ招集ス

**第八十二條** 監査役ハ株主總會ヲ招集スル必要アリト認メタルトキハ其招集ヲ爲スコトヲ得此總會ニ於テハ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ狀況ヲ調査セシムル爲メ特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

**第六十條** 資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ノ會議ノ目的タル事項及ヒ其招集ノ理由ヲ記載シタル



トキハ請求ヲ爲シタル株主ハ裁判所ノ許可ヲ得テ其ノ招集ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リテ招集シタル總會ニ於テハ招集ノ費用ハ請求ヲ爲シタル株主ノ負擔トスル旨ヲ定ムルコトヲ得

本條は所謂少數株主權の行使に基く總會招集に關する規定であつて第一項及第二項は現行法第六十條の規定と同様である。第三項は此の總會招集の費用に關し、現行法の不備を補ふため新に追加したものである。

**第二百三十八條** 總會ハ取締役ノ提出シタル書類及監査役ノ報告書ヲ調査セシムル爲テニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

現行法第六十條ノ二と全く同趣旨である。

**第二百三十九條** 總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ會日ヨリ一週間前ニ株券ヲ會社ニ供託スルコトヲ要ス株主ハ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ得但シ代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ會社ニ差出ダスコトヲ要ス總會ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ議決權ヲ行使スルコトヲ

書面ヲ取締役ニテ提出シ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得  
取締役カ前項ノ請求アリタル後二週間内ニ總會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ其請求ヲ爲シタル株主ハ裁判所ノ許可ヲ得テ其招集ヲ爲スコトヲ得

得ズ

現行法第六十一條の規定と同趣旨である。

**第二百四十條** 前條第四項ノ規定ニ依リテ行使スルコトヲ得ザル議決權ノ數ハ同條第一項ノ議決權ノ數ニ之ヲ算定セズ

新設の規定である。前條第四項と云ふのは特別の利害關係がある爲議決權の行使の出来ない場合であつて、是は現行法でも同様の規定であるのであるが(一六一條四項)、利害關係ある株主が餘り澤山居る場合には通例の方法では決議が出来なくなると云ふことも考へられる。依つて本條ではこの種行使することの出来ない議決權は第二百三十九條に規定されてある「出席シタル株主ノ議決權ノ過半數」云々の議決權に算入しないこととした。

**第二百四十一條** 各株主ハ一株ニ付一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ヲ以テ十一株以上ヲ有スル株主ノ議決權ヲ制限シ又ハ株式ノ譲受ヲ株主名簿ニ記載シタル後六月ヲ超エザル株主ニ議決權ナキモノトスルコトヲ得會社ハ其ノ有スル自己ノ株式ニ付テハ議決權ヲ有セズ

株主の議決權に付ての根本的の規定で第一項前半は、現行法第六十二條

第六十二條 各株主ハ一株ニ付キ一箇ノ議決權ヲ有ス但シ十一株以上ヲ有スル株主ノ議決權ハ定款ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得



と同様であるが、改正法ではそれに加へ株式の譲受を株主名簿に記載した後六ヶ月を超えない中は議決権が無いものとする事が出来る旨新に規定した。是は或る目的の下に、總會直前に株式を買受け株主権を濫用する者が實際問題として尠くないので、これを防止するため設けた規定である。尤も是は法律上當然議決権がないと云ふのでは無く、會社の好むところに従つて、會社が定款に斯様な定めをしようと思へば、それは有効であると云ふことを明にしたのである。尙第二項は現行規定の不備を補足したものである。

### 第二百四十二條 會社が數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ

其ノ或種類ノ株式ニ付株主ニ議決權ナキモノトスルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ其ノ種類ノ株式ヲ有スル株主ニ第九十七條第一項、第二百三十七條第一項第二項、第二百四十五條第二項、第二百六十八條第一項、第二百七十九條第一項、第二百九十四條第一項、第四百二十六條第二項及第四百三十條第二項ノ權利ナキモノトスルコトヲ妨ゲズ

前項ノ株式ノ株金總額ハ資本ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

本條は議決權の無い種類の株式に關する新設の規定である。議決權の無い株式、即ちノン・ヴォーチングの株式は、今回初めて我商法改正に當り認められる事になつたものであるが、外國では既に早くから採用され、相當の効

果を收めてゐる。是は或る個人なり會社なりが他の會社に投資しようとする場合に、單に投資して財産上其事業を助けるが其の事業の管理に口は出さぬ唯投資してその利益の配當を受ければ宜ろしいと云ふことも随分多い。こうした必要に應ずるために設けられたのがこの議決權の無い株式の制度であるこの種の株式については所謂少數株主權を認める必要がないので、第一項後段に掲げた場合(すべて少數株主權に關するもの)にはそれらの權利なきものとするを妨げないと云ふことにした。尙全部の株式が議決權がないと云ふ様なことは想像されないが、第二項に於て議決權の無い株式は資本の四分一の限度内で發行してよろしいことを明確にした。

### 第二百四十三條 總會ニ於テハ延期又ハ續行ノ決議ヲ爲スコトヲ得此ノ

場合ニ於テハ第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ

本條も新設の規定である。現行法ではこの規定がないため、屢々紛争を生じた。詰り延期又は續行をした場合、此第二回の期日がやはり獨立した一個の株主總會であつて、従つて二週間以上の期間を定めて通知のやり直しをせねばならぬと云ふ意見が實際に多く行はれて來た。併し左様な必要はないのであるから、此の場合には第二百三十二條の招集手續は必要がないことを本條で明にした。



**第二百四十四條** 總會ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス  
議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル  
取締役及監査役之ニ署名スルコトヲ要ス

現行法では第七十一條中に總會の決議録を本店及支店に備へ置くことを  
要する旨の規定があるが議事録の作成については何ら規定がなく、不備を免  
れなかつたので本條を以て補足したのである。

**第二百四十五條** 會社ガ左ノ行爲ヲ爲スニハ第三百四十三條ニ定ムル決  
議ニ依ルコトヲ要ス

- 一 營業ノ全部又ハ一部ノ讓渡
  - 二 營業全部ノ賃貸、其ノ經營ノ委任、他人ト營業上ノ損益全部ヲ共  
通ニスル契約其ノ他之ニ準ズル契約ノ締結、變更又ハ解約
  - 三 他ノ會社ノ營業全部ノ讓受
  - 四 第二百六十六條又ハ第二百八十條ノ規定ニ依ル取締役又ハ監査役  
ノ責任ノ免除
- 第二百六十八條又ハ第二百七十九條ノ規定ハ前項第四號ノ決議アリタ  
ル場合ニ之ヲ準用ス

是も新設の規定である。現行法でも株主總會の特別決議を要する事項は二  
三擧げられてゐるが、而も尙會社にとつて重大な問題であるに拘らず、特別  
決議を必要とする云ふ明文を缺いてゐるものがあるので、改正法ではこの  
缺點を是正し、株主總會の特別決議を必要とする事由を明確にした。本條の  
新設は即ちそれであつて、今回の商法改正の一重要點をなしてゐる。

**第二百四十六條** 前條第一項ノ規定ハ會社ガ其ノ成立後二年内ニ其ノ成  
立前ヨリ存在スル財産ニシテ營業ノ爲ニ繼續シテ使用スベキモノヲ資  
本ノ二十分ノ一以上ニ當ル對價ヲ以テ取得スル契約ヲ爲ス場合ニ之ヲ  
準用ス

事後設立の制限に關する規定である。現行法では事後設立に關する規定が  
不備であつたため、財産引受と共に現物出資に關する規定の適用を回避する  
目的の下に、脱法的に利用されることが多かつた。併し、これは會社の基礎  
の確實を期する所以でないので、改正法では財産引受は之を定款に記載する  
こと、爲す一方（一六八條一項六號）事後設立に付ては本條を新に設けて適  
當に制限を加へることにした。

**第二百四十七條** 總會招集ノ手續又ハ其ノ決議ノ方法ガ法令若ハ定款ニ  
違反シ又ハ著シク不正ナルトキハ株主、取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以

第七十一條 取締役ハ定  
款及ヒ總會ノ決議録ヲ本  
店及ヒ支店ニ備へ置キ且  
株主名簿及ヒ社債原簿ヲ  
本店ニ備へ置クコトヲ要  
ス  
株主及ヒ會社ノ債權者ハ  
營業時間内何時ニテモ前  
項ニ掲ケタル書類ノ閱覽  
ヲ求ムルコトヲ得

第六十三條 總會招集ノ  
手續又ハ其決議ノ方法カ



テ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ得決議ガ第三百四十三條ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキ亦同ジ  
第八十八條、第二百五條第三項第四項及第九九條ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

本條以下第二百五十一條迄は總會の決議取消の訴に關する規定である。現行法第六十三條では此の訴を以て「決議の無効」を主張し得ることとなつてゐるが、決議は判決に依つて始めて無効となるものであるから、改正法では「決議の取消」を請求することを得云々に改めた。又此の訴の要件として今回は快議の方法が著しく不公正なるとき、と云ふ一つの事由を附加した。今回は快議の方法が著しく不公正な場合も取消の事由とすることに追加したのである。著しく不公正なときは如何なる場合を云ふかは實際問題に當つて判断せねばならぬことであるが、要するに形式上總會を開いたけれども實質上到底開けず、株主が集まれない様な遺り口をする様な事例を指すのである。尙特別決議で定足数を缺いた場合、それが當然無効となるのであるか、或は決議取消の訴を起し得るものであるか、決議取消の判決がなければ有効に續くものであるかに付て従來は非常に疑問があつた。よつて本條第一項後段を新設し、特別決議の定足数を缺いた場合でも當然に絶對無効となるものではな

法令又ハ定款ニ反スルトキハ株主、取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以テノミ其決議ノ無効ヲ主張スルコトヲ得

株主ハ總會ニ於テ決議ニ對シ異議ヲ述ヘタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ總會ニ出席スルコトヲ拒マレタルトキニ限り又株主力總會ニ出席セサル場合ニ於テハ自己ニ對スル總會招集ノ手續カ法令又ハ定款ニ反スルコトヲ理由トスルトキニ限り前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得  
第九十九條ノ三及ビ第九十九條ノ四ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十三條ノ二 決議無効ノ訴ハ決議ノ日ヨリ一ケ月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

く、決議取消の訴の事由によることを明にした。第二項は裁判の管轄であるとか、併合であるとか、公告であるとか、判決の効力等に關する規定は、本條第一項の訴に準用することを定めたものである。

**第二百四十八條** 決議取消ノ訴ハ決議ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

口頭辯論ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ズ

本條は現行法第六十三條ノ二の第一項、第二項と同様で、唯決議無効の訴とあるのを前條に説明した理由に依り決議取消の訴に文字の修正を行つたに止まる。

**第二百四十九條** 株主ガ決議取消ノ訴ヲ提起シタルトキハ會社ノ請求ニ依リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス但シ其ノ株主ガ取締役又ハ監査役ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

現行法第六十三條ノ三の規定と同趣旨で、前條同様決議無効の訴が決議取消の訴に修正された。

効ノ訴ハ決議ノ日ヨリ一ケ月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス  
口頭辯論ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ス  
訴ノ提起及ヒ口頭辯論ノ期日ハ取締役遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス



**第二百五十條** 決議シタル事項ノ登記アリタル場合ニ於テ決議取消ノ判決ヲ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

決議取消の判決云々に文字の修正があつた外は、現行法第六十三條ノ四と同様である。

**第二百五十一條** 決議取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ決議ノ内容、會社ノ現況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ取消ヲ不適當ト認ムルトキハ裁判所ハ請求ヲ棄却スルコトヲ得

新設の規定である。決議取消の訴の提起があつた場合に、其の決議が取消の事由に該當してゐても決議の内容、又は會社の現況其他一切の事情を斟酌して考へてみて、其決議を其儘有效として存続せしめた方が會社の爲にも株主の爲にも、一般第三者の爲にも適當であると裁判所が認めた場合には、その請求を棄却することが出来ることとした。決議取消の訴の提起があり、且つその事由に該當するからとて一々これを取消すことは却つて不適當の場合もあるから、今回の改正は實情に即したものと云ふべきであらう。

**第二百五十二條** 第八十八條、第一百五條第三項第四項、第一百九條、第二

百四十九條及第二百五十條ノ規定ハ總會ノ決議ノ内容ガ法令又ハ定款ニ違反スルコトヲ理由トシテ決議ノ無効ノ確認ヲ請求スル訴ニ之ヲ準用ス

新設の規定であるが、是は以上に述べた決議取消の場合ではなく、決議の内容が違法のため當然無効な場合に關するものである。民事訴訟法上の確認の訴に該當するのであるが、現行商法では何等規定がなかつたため普通の民訴の訴として取扱はれて來た。従つて判決の効果は當事者間に發生するだけに止まり、廣く第三者には及ばなかつた。甲なる人がこの訴を提起して勝訴の判決を得たとしても、總會の決議は甲と會社の關係に於てのみ無効と確認されるだけで、其の訴の當時者以外の乙丙丁其他の第三者に對しては依然無効になつて居ないのである。一つの會社の總會の決議が甲に對しては無効、乙丙丁に對しては有效と云ふのでは誠に不都合なので、本條を設けてこの判決の效力が當事者は勿論廣く第三者にも及ぶこととした。(一〇九條一項)尙同時に訴の管轄裁判所、辯論及裁判の併合、訴提起の公告、擔保供與義務等に付いても、合併無効の訴又は總會の決議取消の訴の規定を準用することとした。

**第二百五十三條** 株主ガ第二百三十九條第四項ノ規定ニ依リ議決權ヲ行使スルコトヲ得ザリシ場合ニ於テ決議ガ著シク不當ニシテ其ノ株主ガ



議決權ヲ行使シタルトキハ之ヲ阻止スルコトヲ得ベカリシモノナルニ於テハ其ノ株主ハ訴ヲ以テ決議ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ得第八十八條、第二百五條第三項第四項、第九九條及第二百四十八條乃至第二百五十條ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

總會の決議に付て特別の利害關係ある者は議決權を行使することが出来ないことは既に第二百三十九條第四項で説明した通りである。斯る場合殘餘の株主によつて爲された決議は、もとより有効であるが、唯その決議が著しく不當である場合にも之に服させることは公正を期する所以でないので、本條第一項を新設してかかる場合の救済の途を講じ、議決權を行使することの出來なかつた株主は訴を以て決議の取消又は變更を求める事が出来るものとした。尙第二項で此の訴は第二百四十七條の事由に因る決議取消の訴と同様の規定に従ふことを明にした。

## 第二款 取締役

**第二百五十四條** 取締役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス  
會社ト取締役トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ

現行法第六十四條の規定に該當するが、改正法では取締役は必ずしも株主中から選任することを要しなくなつたので「株主中ヨリ」云々の文字を削

第六十四條 取締役ハ株主總會ニ於テ株主中ヨリ之ヲ選任ス  
會社ト取締役トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ

除した。尤も是は取締役は必ず株主以外から採用せよと云ふ意味では勿論なく從來通り取締役の資格要件を株主に限定し度い場合には定款にその旨規定すれば良いのであつて、斯る定款の定めは固より有効である。

**第二百五十五條** 取締役ハ三人以上タルコトヲ要ス

現行法第六十五條と全く同様である。

**第二百五十六條** 取締役ノ任期ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ妨ゲズ

現行法第六十六條と同趣旨で唯「最初ノ配當期」とあるを「最終ノ決算期」と字句を修正した。

**第二百五十七條** 取締役ハ何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得但シ任期ノ定アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ其ノ任期ノ滿了前ニ之ヲ解任シタルトキハ其ノ取締役ハ會社ニ對シ解任ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第六十六條 取締役ノ任期ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ルマテ其任期ヲ伸長スルコトヲ妨ケズ



現行法第六十七條と同趣旨である。

**第二百五十八條** 法律又ハ定款ニ定メタル取締役ノ員數ヲ缺クニ至リタル場合ニ於テハ任期ノ滿了又ハ辭任ニ因リテ退任シタル取締役ハ新ニ選任セラレタル取締役ノ就職スル迄仍取締役ノ權利義務ヲ有ス  
前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ監査役其ノ他利害關係人ノ請求ニ依リ一時取締役ノ職務ヲ行フベキ者ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

本條第一項は現行法第六十七條ノ二の規定を修正したものであるが、第二項は新設の規定である。取締役に缺員を生じた場合には、後出第二百七十六條の規定の如く監査役中から取締役の職務代行者を定めることも出来るが、尙裁判所が一時取締役の職務代行者を選任することが適當な場合もある。右の様な場合を豫想して第二項を設けたのである。この場合には一般に公知させる必要がある。登記させねばならぬが、この登記の手續は全く新しい事項なので、非訟事件手續法にこれに關する規定が加へられる筈である。

**第二百五十九條** 定款ヲ以テ取締役ノ有スベキ株式ノ數ヲ定メタル場合ニ於テ別段ノ定ナキトキハ取締役ハ其ノ員數ノ株券ヲ監査役ニ供託ス

ルコトヲ要ス

現行法第六十八條に該當するが、改正法では右に述べた通り取締役は必ずしも株主中から選任することを要しなくなつたので、本條は定款に其の規定のある場合にのみ適用することは勿論である。

**第二百六十條** 會社ノ業務執行ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ取締役ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス支配人ノ選任及解任亦同ジ

現行法第六十九條と全く同様である。

**第二百六十一條** 取締役ハ各自會社ヲ代表ス

前項ノ規定ハ定款若ハ株主總會ノ決議ヲ以テ會社ヲ代表スベキ取締役ヲ定メ、數人ノ取締役ガ共同シ若ハ取締役ガ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スベキコトヲ定メ又ハ定款ノ規定ニ基キ取締役ノ互選ヲ以テ會社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルコトヲ妨グズ  
第三十九條第二項及第七十八條ノ規定ハ取締役ニ之ヲ準用ス

現行法第七十條に變更を加へたものである。取締役は原則として各自單獨で會社を代表するが、其他に共同代表、特定代表の制度を認めてゐること

第六十七條ノ二 取締役ノ任務カ終了シタル場合ニ於テ法律又ハ定款ニ定メタル員數ノ取締役ナキニ至リタルトキハ退任シタル取締役ハ破産及ヒ禁治産ノ場合ヲ除クノ外新ニ選任セラレタル取締役カ就任スルマテ仍ホ取締役ノ權利義務ヲ有ス

第六十八條 取締役ハ定款ニ定メタル員數ノ株券

ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第七十條 定款又ハ株主總會ノ決議ヲ以テ取締役中會社ヲ代表スベキ者ヲ定メス又ハ數人ノ取締役カ共同シ若クハ取締役カ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スベキコトヲ定メサルトキハ取締役ハ各自會社ヲ代表ス



は現行規定と同様である。但し取締役の互選に依つて代表取締役を決定することは現在旺に行はれてゐることだが、現行商法はこれに關する規定がないため、此の互選が果して法律上有效なものかどうか明確でなく、屢々問題となつた。依つて改正法ではこの點を明にするため、新に「：又ハ定款ノ規定ニ基キ取締役ノ互選ヲ以テ」云々の項を追加したので今後は定款を以て取締役の互選に依る代表者決定の定めをすれば何等疑なく有効となるわけである

**第二百六十二條** 社長、副社長、専務取締役、常務取締役其ノ他會社ヲ代表スル權限ヲ有スルモノト認ムベキ名稱ヲ附シタル取締役ノ爲シタル行爲ニ付テハ會社ハ其ノ者ガ代表權ヲ有セザル場合ト雖モ善意ノ第三者ニ對シテ其ノ責ニ任ズ

新設の規定である。社長とか、副社長とか、又は専務取締役、常務取締役等の立派な肩書を附け乍ら、實はその者が代表權を持つてゐないと云ふ事例は實際問題として必ずしも尠くなく、之がため第三者が不測の損害を受ける場合が往々あるので本條を新に設けて善意の第三者を保護した。

**第二百六十三條** 取締役ハ定款及總會ノ議事録ヲ本店及支店ニ、株主名簿及社債原簿ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス  
株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽

第三十條ノ二第二項及ヒ第六十二條ノ規定ハ取締役ニ之ヲ準用ス

第七十一條 取締役ハ定款及ヒ總會ノ決議録ヲ本店及ヒ支店ニ備ヘ置キ且

ヲ求ムルコトヲ得

現行法第七十一條の規定に修正を加へたものである。

**第二百六十四條** 取締役ハ株主總會ノ認許アルニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ爲ニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員若ハ取締役ト爲ルコトヲ得ズ  
取締役ガ前項ノ規定ニ違反シテ自己ノ爲ニ取引ヲ爲シタルトキハ株主總會ハ之ヲ以テ會社ノ爲ニ爲シタルモノト看做スコトヲ得  
前項ニ定ムル權利ハ監査役ノ一人ガ其ノ取引ヲ知リタル時ヨリ二月間之ヲ行使セザルトキハ消滅ス取引ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同ジ

取締役の競争禁止に關する規定で、現行法第七十五條に取締役は他の會社の取締役になれないと云ふ一項を付加へたものである。

**第二百六十五條** 取締役ハ監査役ノ承認ヲ得タルトキニ限り自己又ハ第

株主名簿及ヒ社債原簿ヲ本店ニ備ヘ置クコトヲ要ス  
株主及ヒ會社ノ債權者ハ營業時間内何時ニテモ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

**第七十五條** 取締役ハ株主總會ノ認許アルニ非ザレバ自己又ハ第三者ノ爲ニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル商行ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得ス  
取締役ガ前項ノ規定ニ反シテ自己ノ爲メニ商行ヲ爲シタルトキハ株主總會ハ之ヲ以テ會社ノ爲メニ爲シタルモノト看做ス



三者ノ爲ニ會社ト取引ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第百八條ノ規定ヲ適用セズ

現行法第百七十六條と同趣旨である。

**第二百六十六條** 取締役が其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ取締役ハ會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ  
取締役が法令又ハ定款ニ違反スル行爲ヲ爲シタルトキハ株主總會ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ其ノ取締役ハ第三者ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

現行法第百七十七條の規定と同様である。

**第二百六十七條** 株主總會ニ於テ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキハ會社ハ決議ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス  
前項ノ訴ニ付テハ株主總會ノ決議ニ依ルニ非ザレバ取下、和解又ハ請求ノ拋棄ヲ爲スコトヲ得ズ

第一項は現行法第百七十八條中株主總會に於て訴を提起することを決議し

コトヲ得  
前項ニ定メタル權利ハ監査役ノ一人カ其行爲ヲ知リタル時ヨリ二ヶ月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス  
行爲ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同シ

**第百七十八條** 株主總會ニ於テ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主タ之

た場合に相當するが、第二項は新設の規定である。總會の決議に基いて訴を提起し乍ら、勝手にその取下、和解又は請求の拋棄を爲すことは株主總會の意思に反することなので、一旦訴を提起した以上は、再び株主總會の決議が無ければ取下や、和解乃至請求の拋棄は出来ないことを規定したのである。

**第二百六十八條** 株主總會ニ於テ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ否決シタル場合ニ於テ會日ノ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ガ訴ノ提起ヲ監査役ニ請求シタルトキハ會社ハ請求ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス  
前項ノ請求ハ總會終結ノ日ヨリ三月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス  
第一項ノ訴ニ付テハ訴提起ノ請求ヲ爲シタル株主ノ議決權ノ過半數ノ同意アルニ非ザレバ取下、和解又ハ請求ノ拋棄ヲ爲スコトヲ得ズ  
第一項ノ請求ヲ爲シタル株主ハ監査役ノ請求ニ依リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス  
會社ガ敗訴シタルトキハ請求ヲ爲シタル株主ハ會社ニ對シテノミ損害賠償ノ責ニ任ズ

現行法第百七十八條中少數株主權の行使に依る訴に關する部分に改正を加へたものである。即現行法では單に「資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主」云々と

ヲ監査役ニ請求シタルトキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一ヶ月内ニ訴ヲ提起スルコトヲ要ス  
前項ノ請求ヲ爲シタル株主ハ監査役ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス  
會社カ敗訴シタルトキハ右ノ株主ハ會社ニ對シテノミ損害賠償ノ責ニ任ズ



あるに對し改正法では「三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主」云々と、少數株主權行使の資格に制限を加へることにした。是は總會直前に株主となつて、所謂會社荒しその他少數株主權を亂用するものを防止するの趣旨に出たものに外ならぬ。尙總會後相當の期間を経過した後も此の請求が出来ることとするのは却つて弊害があるので、第二項を新設し總會終結の日から三月内と限定した。第三項に於て訴の取下等に付制限を加へたのは前條に説明したのと同じの趣旨に依る。

**第二百六十九條** 取締役ガ受クベキ報酬ハ定款ニ其ノ額ヲ定メザリシトキハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

現行法第七十九條と同趣旨である。

**第二百七十條** 取締役ノ選任決議ノ無効又ハ取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ本案ノ管轄裁判所ハ當事者ノ申立ニ依リ假處分ヲ以テ取締役ノ職務ノ執行ヲ停止シ又ハ之ヲ代行スル者ヲ選任スルコトヲ得本案ノ繫屬前ト雖モ急迫ナル事情アルトキ亦同ジ  
裁判所ハ當事者ノ申立ニ依リ前項ノ假處分ヲ變更シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得

前二項ノ處分アリタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲

スコトヲ要ス

取締役の選任決議の無効又は取消の訴の提起があつた場合、裁判所は當事者の申立に依つて、假處分で取締役の職務の執行を停止し又は代行者の選任を命ずる必要がある場合が決して尠くない。然るに現行商法には之に關する規程が無かつたので、本條を新設してこれ迄の不備を補ふことにした。

**第二百七十一條** 前條ノ職務代行者ハ假處分命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外會社ノ常務ニ屬セザル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特ニ本案ノ管轄裁判所ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
職務代行者前項ノ規定ニ違反シタルトキト雖モ會社ハ善意ノ第三者ニ對シテ其ノ責ニ任ズ

前條に關聯して新設された規定である。取締役の職務代行者はその選任された特殊の事情から見ても、職務の權限は會社の常務に限ることが正當である。本條はこの趣旨に基いて設けられた規定であるが、併し會社としては通常の業務以外の相當重大な事で、緊急に決しなければならぬ場合のあることも豫想されるので、斯様な場合には假處分命令そのもので權限の範圍を定めるか又は管轄裁判所の許可を得て常務以外の仕事の出来る途を拓いた。

**第二百七十二條** 急迫ナル事情アルトキハ第二百三十七條ノ規定ニ依リ



テ取締役ノ解任ヲ目的トスル總會ノ招集ヲ請求シタル者ハ其ノ取締役ノ職務ノ執行ノ停止又ハ職務代行者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得取締役ノ解任ヲ目的トスル總會ヲ招集シタル取締役又ハ監査役亦同ジ

第二百七十條第二項第三項及前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

取締役の解任を目的とする總會の招集の請求を爲した少數株主又は取締役の解任を目的とする總會を招集した取締役若は監査役は、急迫した事情ある場合には取締役の職務執行の停止、それから職務代行者の選任を裁判所に請求することが出来る旨を新に規定したものである。

### 第三款 監査役

第二百七十三條 監査役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ズ

現行法第八十條と全く同様である。

第二百七十四條 監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シテ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ業務及財産ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得

第八十一條 監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シテ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ業務及ヒ會社財産ノ

現行法第八十一條の規定に一二字句を修正したに止まる。

第二百七十五條 監査役ハ取締役ガ株主總會ニ提出セントスル書類ヲ調査シ株主總會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

現行法第八十三條と同趣旨である。

第二百七十六條 監査役ハ取締役又ハ支配人ヲ兼ヌルコトヲ得ズ但シ取締役中ニ缺員アルトキハ取締役及監査役ノ協議ヲ以テ監査役中ヨリ一時取締役ノ職務ヲ行フベキ者ヲ定ムルコトヲ得  
前項但書ノ場合ニ於テハ其ノ定ヲ爲シタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リテ取締役ノ職務ヲ行フ監査役ハ第二百八十三條第一項ノ規定ニ從ヒ株主總會ノ承認ヲ得ル迄ハ監査役ノ職務ヲ行フコトヲ得ズ

監査役は取締役に缺員あるとき、一時取締役の職務を代行する場合あることは、現行法第八十四條にも規定されてゐるが、この場合には登記によつて之を公に示す要があるに不拘、現行法にはその規定がないので第二項を新設してこの不備を補足した。

狀況ヲ調査スルコトヲ得

第八十四條 監査役ハ取締役又ハ支配人ヲ兼ヌルコトヲ得ズ但取締役中ニ缺員アルトキハ取締役及ヒ監査役ノ協議ヲ以テ監査役中ヨリ一時取締役ノ職務ヲ行フベキ者ヲ定ムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リテ取締役ノ職務ヲ行フ監査役ハ第九十二條第一項ノ規定ニ從ヒ株主總會ノ承認ヲ得ルマテハ監査役ノ職務ヲ行フコトヲ得ズ



**第二百七十七條** 會社が取締役ニ對シ又ハ取締役ガ會社ニ對シ訴ヲ提起

スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監査役會社ヲ代表ス但シ株主總會ハ他人ヲシテ之ヲ代表セシムルコトヲ得

**第二百六十八條** 第一項ノ規定ニ依リ株主ガ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ請求シタルトキハ特ニ代表者ヲ指定スルコトヲ得

現行法第八十五條の規定と同趣旨である。

**第二百七十八條** 監査役ガ會社又ハ第三者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ取締役モ亦其ノ責ニ任ズベキトキハ其ノ監査役及取締役ハ之ヲ連帶債務者トス

現行法第八十六條の規定と同じである。

**第二百七十九條** 株主總會ニ於テ監査役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ會日ノ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ガ訴ノ提起ヲ取締役ニ請求シタルトキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第八十七條 株主總會ニ於テ監査役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ資本ノ十分

**第二百六十七條** 第二項、第二百六十八條第二項乃至第五項及第二百七十七條第一項但書第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

少數株主權の行使に關する規定であつて現行法第八十七條に該當するが第二百六十八條の説明の際述べたと同様の趣旨から、總會の三月前から引續き株主である者でなければ、少數株主權の行使が出来ないことに改められた。尙第二項では監査役に對するこの訴の取下、和解、請求の拋棄、少數株主の資格及少數株主が訴の提起の請求を爲すべき期間等に付き、取締役に對する訴に於けると同様の制限を加へることを規定した。

**第二百八十條** 第二百五十四條、第二百五十六條但書、第二百五十七條、第二百五十八條、第二百六十六條、第二百六十九條、第二百七十條及第二百七十二條ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

本條は選任、解任、職務代行者等の事項に付、取締役に關する規定を監査役に準用する規定であるが、この中で特に注意を要する點は、第二百五十四條第一項が準用される結果、監査役は取締役と同じく必ずしも株主たることを要しなくなつたことである。

ノ一以上ニ當ル株主カ之ヲ取締役ニ請求シタルトキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一ヶ月内ニ訴ヲ提起スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ第八十五條第一項但書及ヒ第二項ノ規定ヲ準用ス  
前項ノ請求ヲ爲シタル株主ハ取締役ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス  
會社カ敗訴シタルトキハ右ノ株主ハ會社ニ對シテノミ損害賠償ノ責ニ任ス



第四節 會社ノ計算

現一九〇條—一九八條  
改二八一條—二九五條

第二百八十一條 取締役ハ定時總會ノ會日ヨリ二週間前ニ左ノ書類ヲ監

査役ニ提出スルコトヲ要ス

- 一 財産目録
- 二 貸借對照表
- 三 營業報告書
- 四 損益計算書
- 五 準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案

現行法第九十條に該當する。取締役が書類を監査役に提出する期間は、現行法では一週間前となつてゐるが、これでは株主が是等の書類に付て閱覽する期間が事實上無くなると云ふ非難が屢々あつたので、改正法はこの期間を二週間に延長した。

第二百八十二條 取締役ハ定時總會ノ會日ノ一週間前ヨリ前條ニ掲グル書類及監査役ノ報告書ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽ヲ求メ又ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ

求ムルコトヲ得

右に述べた期間延長に關係する問題であつて、取締役は監査役に總會の二週間前に書類を提出し、而して其の書類を一週間前から本店に備置くことを要することにしたのである。この結果一週間は株主なり、會社の債權者も書類の閱覽が出来ることになつた。現行法第九十一條にも書類を本店に備置く規定はあるが、期間の定めがなかつたため事實上閱覽の時日の無い場合が多かつた。尙第二項末段は新設の規定で、會社の定めた費用を支拂へば、株主又は會社の債權者は計算書類の謄本又は抄本の交付を受けることが出来る旨を明にしたものである。

第二百八十三條 取締役ハ第二百八十一條ニ掲グル書類ヲ定時總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

取締役ハ前項ノ承認ヲ得タル後遅滞ナク貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

現行法第九十二條と同様である。

第二百八十四條 定時總會ニ於テ前條第一項ノ承認ヲ爲シタル後二年内

ニ別段ノ決議ナキトキハ會社ハ取締役又ハ監査役ニ對シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス但シ取締役又ハ監査役ニ不正ノ行爲アリタル

第九十條 取締役ハ定時

總會ノ會日ヨリ一週間前

ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

- 一 産財目録
- 二 貸借對照表
- 三 營業報告書
- 四 損益計算書
- 五 準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案

第九十一條 取締役ハ定

時總會ノ會日前ニ前條ニ

掲ケタル書類及ヒ査役監ノ報告書ヲ本店ニ備フルコトヲ要ス

株主及ヒ會社ノ債權者ハ營業時間内何時ニテモ前

項ニ掲ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第九十三條 定時總會ニ

於テ前條第一項ノ承認ヲナシタルトキハ會社ハ取



トキハ此ノ限ニ在ラズ

現行法では總會で計算書類の承認を得れば、取締役又は監査役の責任は解除されることになつてゐる。併しこれでは是等の人々の責任を重んずる所以でないで、改正法では現行法第九十三條の規定に變更を加へ、承認があつたからとて當然責任解除とはせず、其後二年内に別段の決議がなければ其期間の経過した時に初めて責任が解除されることに改正した。即ち書類承認後二年内は取締役、監査役の責任を主張し得ることになるのである。

**第二百八十五條** 財産目録ニ記載スル營業用ノ固定財産ニ付テハ其ノ取得價額又ハ製作價額ヲ超ユル價額、取引所ノ相場アル有價證券ニ付テハ其ノ決算期前一月ノ平均價格ヲ超ユル價格ヲ附スルコトヲ得ズ

財産目録に記載する營業用の固定財産の評価に付ては、第三十四條の一般的规定に依つて、交換價値又は使用價値に依り得ることになつてゐるが、株式會社の中には所謂評價利益を作つて配當を多くし、會社の基礎を危くするものが決して尠くないので、本條を設け評價について制限を加へる事にした。營業用の固定財産に付ては其の取得價額又は製作價額を超える價額を附けてはいけないこと、及取引所の相場ある有價證券に付ては一ヶ月間の平均價格を超える價額は附けていけないことを明にしたのである。

締役及ヒ監査役ニ對シテ  
其責任ヲ解除シタルモノ  
ト看做ス但及取締役又ハ  
監査役ニ不正ノ行爲アリ  
タルトキハ此限ニ在ラス

**第二百八十六條** 第六十八條第一項第七號ノ規定ニ依リ支出シタル金額及設立登記ノ爲ニ支出シタル稅額ハ之ヲ貸借對照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ會社成立ノ後、若シ開業前ニ利息ヲ配當スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配當ヲ止メタル後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ爲スコトヲ要ス

新設の規定である。會社の負擔になる設立費用及び發起人に支拂つた報酬又は設立登記の爲に支出した稅額即ち登記料等所謂創業費は現在でも貸借對照表の資産の部に計上する慣例になつてゐる然るに現行法には之に關する規定が無いため、果して適法であるか否かに關し疑義があつたが、之を是認しないことは却つて實情に添はぬことになるので、改正法では資産の部に計上することを法規上明に認め、之に對し適當の償却を行ふべきものとしたのである。

**第二百八十七條** 社債權者ニ償還スベキ金額ノ總額ガ社債ノ募集ニ依リテ得タル實額ヲ超ユルトキハ其ノ差額ハ之ヲ貸借對照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ社債償還ノ期限内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ爲スコトヲ要ス



本條も亦前條と同一趣旨の下に新設された規定である。社債権者に償還する金額が、社債の募集に依つて得た金額より多いとき、即ち此の差額が會社の缺損のやうに見える場合でも、是は社債を得るに要した費用で、前條の創業費と類似の觀念のものであるから、これも資産の部に計上を認めると共に一方償却しなければならぬこととした。

**第二百八十八條** 會社ハ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎決算期ノ利益ノ二十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス  
額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ヨリ發行ノ爲ニ必要ナル費用ヲ控除シタル金額ハ前項ノ額ニ達スル迄之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

法定準備金積立金に關する規定であるが、現行法第九十四條にはこの積立金に關し「利益ヲ配當スル毎ニ……」云々とあるため、利益はあつたが配當はしなかつたと云ふ場合には積立なくても宜しいのかどうか、よく問題になつた。併し是は勿論利益があれば假令配當はしなくとも、積立金の問題が生じるのであるから、本條第一項は此の點に就いて文字の曖昧なところを修正し、疑問の餘地を無くした。第二項では現在プレミアム付で株式を發行した場合、額面を超過する金額は積立金が資本金の四分一に達する迄はその全部を積立ることになつてゐるのを變更し額面超過額から發行の爲に必要な費

用を控除したものを積立てれば良いことに改めた。

**第二百八十九條** 前條ノ準備金ハ資本ノ缺損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

法定準備金の使途に付て、解釋上は殆ど一致してゐるのであるが現行法にはこの點に關し何ら規定がない。併し斯様な重要問題は法文で明にしておくのが至當なので本條を新設し、資本の缺損の填補に充てる場合の外法定準備金は崩すことが出来ないことを明確にしたのである。

**第二百九十條** 會社ハ損失ヲ填補シ且第二百八十八條第一項ノ準備金ヲ控除シタル後ニ非ザレバ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ズ  
前項ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキハ會社ノ債權者ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

現行法第九十五條と同趣旨である。

**第二百九十一條** 會社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ會社ノ成立後二年以上其ノ營業全部ノ開業ヲ爲スコト能ハザルモノト認ムルトキハ會社ハ定款ヲ以テ其ノ開業前一定ノ期間内一定ノ利息ヲ株主ニ配當スベキ旨

第九十六條 會社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ第四百一十一條第一項ノ規定

第九十四條 會社ハ其資本ノ四分ノ一ニ達スルマテハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其利益ノ二十分ノ一以上ヲ積立ツルコトヲ要ス  
額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ハ前項ノ額ニ達スルマテ之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス



ヲ定ムルコトヲ得但シ其ノ利率ハ年五分ヲ超ユルコトヲ得ズ  
前項ノ定款ノ規定ハ裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス  
第一項ノ規定ニ依リテ配當シタル金額ハ之ヲ貸借對照表ノ資産ノ部ニ  
計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ年六分ヲ超ユル利益ヲ配當スル毎  
ニ其ノ超過額ト同額以上ノ金額ヲ償却スルコトヲ要ス

所謂建設利息に關する規定であつて、現行法第九十六條に改正を加へ、  
第一項内に「定款ヲ以テ其ノ開業前一定ノ期間内」と云ふ文字を挿入した。  
これは利息の配當が長期に亘つて繼續する弊害を防止するためであるから、  
今後は態と全般的の開業を遅らせて、その間利息の配當をすると云ふ様なこ  
とは無くなる譯である。第三項は新設の規定で、利息の配當は貸借對照表の  
資産の部に計上することが出来るが、適當に償却せねばならぬことを明にし  
たものである。

**第二百九十二條** 前條第一項ノ規定ニ依リテ利息ヲ配當スル會社ガ其ノ  
資本ヲ増加スル場合ニ於テハ新株ニ對シテモ亦利息ヲ配當スルコトヲ  
要ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ配當ヲ爲ス場合ニ於テハ配當期間ヲ伸長スルコトヲ得  
前條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

建設利息を配當する會社が増資した場合、新株に對してこの利息の配當が  
出来るかどうかは從來疑問とされてゐたが、別に之を排斥すべき理由は無い  
ので本條を新設して新株にも配當すべきことを明にした。但し定款で別段の  
定めをすることは固より差支へない。

**第二百九十三條** 利益又ハ利息ノ配當ハ定款ニ依リテ拂込ミタル株金額  
ノ割合ニ應ジテ之ヲ爲ス但シ第二百二十二條第一項ノ規定ノ適用ヲ妨  
ゲズ

現行法第九十七條と同様、利益又は利息配當の標準に關する規定である  
が、改正法では數種の株式の發行を認めてゐるので（二二二條一項）株式の  
種類に従ひ此の點に付いて格別の定めを爲すことが出来る様に改正したので  
ある。

**第二百九十四條** 會社ノ業務ノ執行ニ關シ不正ノ行爲又ハ法令若ハ定款  
ニ違反スル重大ナル事實アルコトヲ疑フベキ事由アルトキハ三月前ヨ  
リ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ハ會社ノ業務及  
財産ノ狀況ヲ調査セシムル爲裁判所ニ検査役ノ選任ヲ請求スルコトヲ  
得  
検査役ハ其ノ調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス

ニ從ヒ本店ノ所在地ニ於  
テ登記ヲ爲シタル後二年  
以上開業ヲ爲スコト能ハ  
サルモノト認ムルトキハ  
會社ハ定款ヲ以テ開業ヲ  
爲スニ至ルマテ一定ノ利  
息ヲ株主ニ配當スヘキコ  
トヲ定ムルコトヲ得但シ其  
利率ハ法定利率ニ超ユル  
コトヲ得ズ  
前項ニ掲ケタル定款ノ規  
定ハ裁判所ノ認可ヲ得ル  
コトヲ要ス

**第九十七條** 利益又ハ利  
息ノ配當ハ定款ニ依リテ  
拂込ミタル株金額ノ割合  
ニ應ジテ之ヲ爲ス但會社  
カ優先株ヲ發行シタル場  
合ニ於テ之ニ異ナリタル  
定アルトキハ此限ニ在ラ  
ズ

**第九十八條** 裁判所ハ資  
本ノ十分ノ一以上ニ當タ  
ル株主ノ請求ニ因リ會社  
ノ業務及ヒ會社財産ノ狀  
況ヲ調査セシムル爲メ檢  
査役ヲ選任スルコトヲ得



前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ監査役ヲシテ株主總會ヲ招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第八十一條第二項及第八十四條第二項ノ規定ヲ準用ス

少數株主の會社の業務及財産の狀況の調査權に關する規定で、現行法第九十八條に該當するが、本條では少數株主權の濫用を防ぐため第一項に「會社の業務ノ執行ニ關シ不正ノ行爲又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事實アルコトヲ疑フベキ事由アルトキ」云々と制限を加へた。尙この少數株主權の行使出来る株主は、三月前より引續き株主である者に限ることは前に述べたところと同様である

### 第二百九十五條 身元保證金ノ返還ヲ目的トスル債權其ノ他會社ト使用

人トノ間ノ雇傭關係ニ基キ生ジタル債權ヲ有スル者ハ會社ノ總財産ノ上ニ先取特權ヲ有ス

前項ノ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一號ニ掲グル先取特權ニ次グ

新設の規定である。會社使用人の給料に付ては民法第三百六條第三號及第三百九條に依つて先取特權があるが、その他の債權に付ては一般債權者と同様の取扱を受けるに過ぎなかつた。改正法はこの不備を補ひ、雇人の給料の

検査役ハ其調査ノ結果ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス此場合ニ於テ裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ監査役ヲシテ株主總會ヲ招集セシムルコトヲ得此總會ニ於テハ前項ノ調査ヲ爲サシムル爲メ特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

外、身元保證金の返還を目的とする債權或は労働者災害扶助法に依る扶助金工場法によつて支給される金又は退職積立金、給與金等會社と使用人との間の雇傭關係に基いて生じた債權を持つてゐる者は、會社の總財産の上に先取特權を有する事を明にした。而もその順位は民法第三百六條第一號に掲ぐる先取特權に次ぐのであるから、共益の費用の次、葬式の費用の前と云ふことになるわけである。



第五節 社 債

(現一九九條—二〇七條ノ二)  
(改二九六條—三四一條)

第一款 總 則

第二百九十六條 社債ハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルニ非ザレバ之ヲ募集スルコトヲ得ズ

現行法第九十九條と同趣旨である。

第二百九十七條 社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ヲ超ユルコトヲ得ズ  
最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル純財産額ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ社債ノ總額ハ其ノ財産額ヲ超ユルコトヲ得ズ  
舊社債償還ノ爲ニスル社債ノ募集ニ付テハ其ノ舊社債ノ額ハ社債ノ總額中ニ之ヲ算入セズ此ノ場合ニ於テハ拂込ノ期日、若シ數回ニ分チテ拂込ヲ爲サシムルトキハ第一回拂込ノ期日ヨリ六月内ニ舊社債ヲ償還スルコトヲ要ス

本條第一項、第二項は現行法第二百條第一項及第二項の規定を修正したに止まり、その趣旨に變りはないのであるが、第三項は新設のものである。低金利を和して高利債の借換を行ふ様な場合、舊社債を償還するために新に社

第二百條 社債ノ總額ハ拂

込ミタル株金額ニ超ユルコトヲ得ズ最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産カ前項ノ金額ニ滿タサルトキハ社債ノ總額ハ其財産ノ額ニ超ユルコトヲ得ズ

債を發行するときは右原則の例外を認め其の舊社債の額は社債總額に算入しないことにした。之が第三項であるが、併し舊債償還の爲と言つて社債を募集し乍ら、實際に舊債を償還しない様なことがあつては甚だ不都合なので、同項後段にその償還に付ての必要な要件を定めた。即ち拂込の期日(分割拂込のときは第一回の拂込期日)から六月以内に、舊社債全額を償還せねばならぬこととしたのである。

此處で念のため付け加へておきたいことは、商法に於ては社債は以上に述べた通り原則として拂込を超過する事が出来ない規定であるが、時局に緊要な事業——航空機、金屬工機械、兵器、鋼船、製鐵、産金、石炭、石油の八事業——を督む會社は特別法に依り、政府の認可を受け商法の制限を超え拂込株金額の二倍まで擔保附社債の發行が認められてゐることである。(臨時資金調整法第九條)又單行法に依つて同じく商法の制限以上の社債發行の出来る特殊會社も少くない。(南滿洲鐵道株式會社ニ關スル件第十一條ノ三、東洋拓殖株式會社法第二十三條、日本興業銀行法第十二條、東北興業株式會社法第十一條、北支那開發株式會社法第十五條、中支那振興株式會社法第十三條、日本發送電株式會社法第三十條、工作機械製造事業法第十四條、航空機製造事業法第十四條、人造石油製造事業法第十二條、日本産金振興株式會社法第十四條、帝國燃料興業株式會社法第十三條等々)

第二百九十八條

會社ハ前ニ募集シタル社債總額ノ拂込ヲ爲サシメタル



後ニ非ザレバ更ニ社債ヲ募集スルコトヲ得ズ

現行法第二百條ノ二の規定と同様である。

**第二百九十九條**

各社債ノ金額ハ二十圓ヲ下ルコトヲ得ズ  
同一種類ノ社債ニ在リテハ各社債ノ金額ハ均一ナルカ又ハ最低額ヲ以  
テ整除シ得ベキモノナルコトヲ要ス

第一項は現行法第二百一條と同趣旨で、第二項は新設の規定である。改正  
法では後に説明する様に無擔保社債に付ても社債権者集會の制度を採用し、  
各社債権者に社債の最低額毎に一個の議決權を與へることとした。第二項は  
これがため新に設けたもので、最低額で整除し得べきものは假へば五十圓  
百圓、二百圓、三百圓と云つた工合のものを云ふのである。

**第三百條**

社債権者ニ償還スベキ金額ガ券面額ヲ超ユベキコトヲ定メタ  
ルトキハ其ノ超過額ハ各社債ニ付同率ナルコトヲ要ス

現行法第二百二條の字句を修正したに止まり趣旨は同様である。

**第三百一條**

社債ノ募集ニ應ゼントスル者ハ社債申込證ニ通ニ其ノ引受  
クベキ社債ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス  
社債申込證ハ取締役之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 會社ノ商號
  - 二 社債ノ總額
  - 三 各社債ノ金額
  - 四 社債ノ利率
  - 五 社債償還ノ方法及期限
  - 六 利息支拂ノ方法及期限
  - 七 數回ニ分チテ社債ノ拂込ヲ爲サシムルトキハ其ノ拂込ノ金額及時  
期
  - 八 社債發行ノ價額又ハ其ノ最低價額
  - 九 債券ヲ記名式又ハ無記名式ニ限リタルトキハ其ノ旨
  - 十 會社ノ資本及拂込ミタル株金ノ總額
  - 十一 最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル純財産額
  - 十二 舊社債ノ償還ノ爲第二百九十七條第一項及第二項ノ制限ヲ超エ  
テ社債ヲ募集スルトキハ其ノ旨
  - 十三 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額
  - 十四 社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社アルトキハ其ノ商號
  - 十五 社債ノ應募額ガ總額ニ達セザル場合ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘  
額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
- 社債發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ社債應募者ハ社債申込證

**第二百二條**

社債権者ニ償  
還スヘキ金額カ券面額ニ  
超ユヘキコトヲ定メタル  
トキハ其金額ハ各社債ニ  
付同一ナルコトヲ要ス

**第二百三條**

社債ノ募集ニ  
應セントスル者ハ社債申  
込證ニ通ニ其引受クヘキ

- 社債ノ數及ヒ住所ヲ記載  
シ之ニ署名スルコトヲ要  
ス
- 社債申込證ハ取締役之ヲ  
作り左ノ事項ヲ記載スル  
コトヲ要ス
- 一 會社ノ商號
- 二 第二百七十三條第三號  
乃至第七號ニ掲ケタ  
ル事項
- 三 社債發行ノ價額又ハ  
其最低價額
- 四 會社ノ資本及ヒ拂込  
ミタル株金ノ總額
- 五 最終ノ貸借對照表ニ  
依リ會社ニ現存スル  
財産ノ額
- 六 前ニ社債ヲ募集シタ  
ルトキハ其償還ヲ了  
ヘサル總額



ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス

現行法第二百三條に該當し第一項は從來と變りがないが、第二項の申込證の記載要件には相當改正が加へられ記載要件が増加した。同項第一號乃至第五號は現在同様であるが、第六號の「利息支拂ノ方法及期限」は今回新に挿入されたもの。第七、八號及第十號は現行通りで、第九號は新に追加されたものである。第十一號は現行法には「現存スル財産ノ額」とあつて明瞭を缺くので「現存スル純財産額」と文字を修正した。第十二號は、舊社債の償還の爲にする社債發行の場合の例外規定に應じて追加された項目である。第十三號は現行通りで、第十四、十五號は共に新に加へられた記載要件だ。尙新法では社債募集の委託を受けた會社即ち受託會社（但し之は擔保附社債信託法に云ふ受託會社とは稍々その趣を異にする）を後で説明する様に非常に重く見る事になつたので、第十四號を設けて社債申込證に記載させることとした。又第十五號は所謂請負募集の場合であつて、請負募集の約束があつたときはその旨を記載要件に加へることにしたのである。

**第三百二條** 前條ノ規定ハ契約ニ依リ社債ノ總額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ自ラ社債ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ

現行法第二百三條ノ二を修正したもので趣旨は同じである。

**第三百三條** 社債ノ募集ガ完了シタルトキハ取締役ハ遲滞ナク各社債ニ付其ノ全額又ハ第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

現行法第二百四條の規定と同様である。

**第三百四條** 社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ自己ノ名ヲ以テ會社ノ爲ニ第三百一條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得

現行法第二百四條ノ二を若干修正したもので趣旨に於ては全く變りがない

**第三百五條** 會社ハ第三百三條ノ拂込アリタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ社債ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 第三百一條第二項第二號乃至第六號及第十四號ニ掲グル事項

二 各社債ニ付拂込ミタル金額

第六十七條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス

外國ニ於テ社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スベキ事項ガ外國ニ於テ

社債發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ社債應募者ハ社債申込證ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百四條 社債ノ募集ガ完了シタルトキハ取締役ハ遲滞ナク各社債ニ付其ノ全額又ハ第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス



生シタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

社債の登記に關する規定であつて、現行法第二百四條ノ三に該當する。第一項は登記の申請期間に關するもので、現行法では本支店所在地とも二週間内となつてゐるのを、本條では支店所在地は三週間内と一週間延長した。第二項の登記事項は、第三百一條第二項に付いて説明したと同様の理由で修正又は補足が加へられた。第三項は現行法第二百四條ノ三第二項と又第四項は同じく第二百四條ノ三第三項と同趣旨である。

**第三百六條** 債券ハ社債全額ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ之ヲ發行スルコトヲ得ズ

債券ニハ第三百一條第二項第一號乃至第六號、第九號及第十四號ニ掲グル事項並ニ番號ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

本條第一項は現行法第二百五條第一項と同様で、第二項は同條第二項の規定を修正又は補足したものである。

**第三百七條** 記名社債ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ社債原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ債券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ會社其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

現行法第二百六條の規定と變りがない。

**第三百八條** 社債權者ハ何時ニテモ其ノ記名式ノ債券ヲ無記名式ト爲シ又ハ其ノ無記名式ノ債券ヲ記名式ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得但シ債券ヲ記名式又ハ無記名式ニ限ル旨ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

本條前段は現行法第二百七條と同趣旨であるが、但書は新設の規定である即ち社債權者は何時でも記名式の債券を無記名式にして貰ひ度い、又は無記名式のものゝ記名式にして貰ひ度いと云ふ請求が出来るのが原則であるが、併し記名式に限る或は無記名式に限ると云ふ定めをすることも出来ること云ふことを明瞭にしたのがこの但書である。従つてこの定めのあるときには、記名式を無記名式に變へる、又は無記名式を記名式に變へると云ふことは出来なくなるわけで、唯この場合には第三百一條第二項第九號にある通り社債の申込證にその旨記載せねばならぬ。

**第三百九條** 社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ社債權者ノ爲ニ社債ノ償還ヲ受クルニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

前項ノ會社ガ社債ノ償還ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告シ且

第二百五條 債券ハ社債全額ノ拂込アリタル後ニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ズ  
債券ニハ會社ノ商號及ヒ第七十三條第二號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

第二百七條 第一百五十五條ノ規定ハ債券ニ之ヲ準用ス



知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス  
前項ノ場合ニ於テ社債権者ハ債券ト引換ニ償還額ノ支拂ヲ請求スルコ  
トヲ得

新設の規定で、今回の商法改正の一要點をなしてゐる。擔保附社債に就ては特別法たる擔保社債信託法に依つて、社債権者の權利も相當保護され、又發行會社の便益も考慮されてゐるが、商法上の社債即ち無擔保社債に就てはこれらの點に關する法規は頗る不備だつた。現行商法の下では社債権者集會の制度が無く、社債権者が自己の權利を主張するには甲は甲乙は乙と個々ばら／＼に行ふ外なかつた。金額の少い社債権者が大きな會社を相手に争ふのであるから、十分にその權利を主張出來ぬことが少くなかつた。又會社にとつても非常に煩雜なことなので、本條では擔保附社債信託法に倣ひ社債募集の委託を受けた受託會社が社債権者の爲に社債の償還を得るに必要な一切の行爲をなす權限を有することに改正した。是が第一項の内容で、第二項第三項は其の手續を規定したものである。(社債権者集會の款參照)

**第三百十條** 社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以上アルトキハ其ノ權限ニ屬スル行爲ハ共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

本條も新設の規定で、受託會社が二つ以上あるときは、前條に述べた權限

は共同して之を爲すことを明にしたものだ。

**第三百十一條** 社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以上アルトキハ社債権者ニ對シ連帶シテ償還額ノ支拂ヲ爲ス義務ヲ負フ

前條と同様、社債権者の保護を厚くするため新設されたもので、受託會社が數個ある場合の義務關係は連帶して負ふべきものとしたのである。

**第三百十二條** 社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ社債ヲ發行シタル會社及社債権者集會ノ同意ヲ得テ辭任スルコトヲ得已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ得タルトキ亦同ジ

受託會社は社債権者の爲に非常に廣汎な事務を處理する權限があるので、簡単に辭任されては困るが絶対に辭任が出来ないとするのも不都合なので、本條を設けて、辭任が出来ることを明にし其の辭任の要件を規定した。

**第三百十三條** 社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ其ノ事務ヲ處理スルニ不適任ナルトキ其ノ他正當ノ事由アルトキハ裁判所ハ社債ヲ發行シタル會社又ハ社債権者集會ノ請求ニ依リ之ヲ解任スルコトヲ得



前條は受託會社の辭任に關する規定であつたに對し、本條は受託會社の解任に關し同じく新設された規定である。

**第三百十四條** 前二條ノ場合ニ於テ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ナキニ至リタルトキハ社債ヲ發行シタル會社及社債權者集會ノ一致ヲ以テ其ノ事務ノ承繼者ヲ定ムルコトヲ得  
已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ利害關係人ハ事務承繼者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

是も新設の規定である。前二條によつて受託會社が辭任又は解任の結果無くなつたときには、社債權者の利益擁護のため、受託會社の地位を承繼する者を定めることが必要である。本條はその手續を定めたものだ。

**第三百十五條** 無記名社債ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支拂期ノ到來シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

所謂欠缺利札に關するもので、利札が本券とばら／＼に離れてしまつた場

合に、その利札所持人の便利のために新設された規定である。無記名社債を償還するとき、利札の欠缺した部分があればその欠缺利札に相當する金額を差引いて償還する。尤も既に支拂期の到來した利札に就てはその必要はないのである。即ち缺けた利札を持つてゐる人が後で請求する場合を考慮して設けた規定である。

**第三百十六條** 社債ノ償還請求權ハ十年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

**第三百九條第三項ノ請求權亦前項ニ同ジ**  
利息及前條第二項ノ請求權ハ五年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

社債の償還請求權の時効に付ては現在何等の規定が無く、從來は商行為に關する時効の規定の適用があるものとして五年で消滅するものと考へられて來た。併しこれは短期に過ぎると云ふので、改正法では本條を新設して社債の償還請求權の時効は十年と明にした。従つてこれは實質的には五年から十年に延長されたことになるのである。但し利息又は利札による請求權は現在通り五年で宜しいとの建前で第三項を設けた。

**第三百十七條** 社債原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百七十三條 社債原簿ニ



- 一 社債権者ノ氏名及住所
- 二 債券ノ番號
- 三 第三百一一條第二項第二號乃至第七號及第十四號ニ掲グル事項
- 四 各社債ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日
- 五 債券發行ノ年月日
- 六 各社債ノ取得ノ年月日
- 七 無記名式ノ債券ヲ發行シタルトキハ其ノ數、番號及發行ノ年月日

現行法第七十三條に該當、唯第三百一一條第二項の説明と同一の趣旨によつて修正又は補足が加へられた。

- ハ左ノ事項ヲ記載スルトヲ要ス
- 一 社債権者ノ氏名、住所
  - 二 債券ノ番號
  - 三 社債ノ總額
  - 四 各社債ノ金額
  - 五 社債ノ利率
  - 六 社債償還ノ方法及ヒ期限
  - 七 數回ニ分チテ社債ノ拂込ヲ爲サシムルトキハ其拂込ノ金額及ヒ時期
  - 八 各社債ニ付拂込ミタル金額及ヒ拂込ノ年月日
  - 九 債券發行ノ年月日

**第三百十八條** 第二百二十四條第一項及第二項ノ規定ハ社債應募者又ハ社債権者ニ對スル通知及催告ニ之ヲ準用ス

**第二百三條**ノ規定ハ社債ガ數人ノ共有ニ屬スル場合ニ之ヲ準用ス

現行法第二百七條ノ二の規定を修正したものが、趣旨に於ては變りがない。

**第二款 社債権者集會**

**第三百十九條** 社債権者集會ハ本法ニ規定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ許可ヲ得テ社債権者ノ利害ニ重大ナル關係ヲ有スル事項ニ付決議ヲ爲スコトヲ得

商法上の社債即ち無擔保社債に就いても擔保附社債信託法の例を參酌して

- 十 各社債ノ取得ノ年月日
  - 十一 無記名式ノ債券ヲ發行シタルトキハ其數、番號及ヒ發行ノ年月日
- 第二百七條ノ二 第二百七十二條ノ二ノ規定ハ社債應募者又ハ社債権者ニ對スル通知及ヒ催告ニ之ヲ準用ス



社債権者集會の制度を採用することになつたのは、先に第三百九條の説明の際述べた通り、今回の商法改正の一要點をなしてゐる。第二款の各條は全て新設のものである。社債権者集會で決議せねばならぬもの、又は決議してもよい場合は第三百二十九條、第三百三十三條、第三百三十四條等に規定されてあるが、これらの場合を法文で全部列擧することは不可能なことなので本條を設けた。この條文によつて改正法に規定がない場合でも、社債権者の利害に重大な關係ある事項に付ては決議が出来ることになつてゐる。但し制限なしに之を認めることは弊害があるので、裁判所の許可がなければ集會の招集は出来ないこととした。

**第三百二十條** 社債権者集會ハ社債ヲ發行シタル會社又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社之ヲ招集ス

社債總額ノ十分ノ一以上ニ當ル社債権者ハ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ前項ノ會社ニ提出シテ社債権者集會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第二百三十七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ其ノ債券ヲ供託スルニ非ザレバ前二項ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ズ

社債権者集會の招集者は本條第一項によつて社債の發行會社でも良いし、

又受託會社でも良いことになつてゐる。第二、第三項は少數社債権者の招集權に關する規定である。少數株主權の行使に付ては三ヶ月以上引續き株主であることを要件としてゐるが（二六八條）少數社債権者にはこの期間は要件とはなつてゐない。これは社債権者と株主にはその間相違があるとの理由によるものである。

**第三百二十一條**

各社債権者ハ社債ノ最低額毎ニ一個ノ議決權ヲ有ス

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ會日ヨリ一週間前ニ債券ヲ供託スルニ非ザレバ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ得ズ

社債権者集會に於ける議決權を定めたもので、最低額毎に一個の議決權があるから、社債の最低額が五十圓の場合には百圓の社債には二個、二百圓には四個の議決權があることになる。第二百九十九條によつて同一種類の社債はその金額が均一であるか、又は最低額の倍數でなければならぬことを規定したのはこれが爲である。無記名社債の所持人の議決權行使には、無記名株式の場合と同様、社債を供託せねばならぬ。

**第三百二十二條**

社債ヲ發行シタル會社又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル

會社ハ其ノ代表者ヲ社債権者集會ニ出席セシメ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述ブルコトヲ得



社債権者集會ノ招集ハ前項ノ會社ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス  
第二百三十二條第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ通知ニ之ヲ準用ス

發行會社又は受託會社は、社債権者集會の構成員ではないのであるが、その集會に出席するか、出席しないまでも書面で意見を述べる機會を與へる必要がある。そのために本條を設けた。

**第二百二十三條** 社債権者集會又ハ其ノ招集者ハ必要アリト認ムルトキハ社債ヲ發行シタル會社ニ對シ其ノ代表者ノ出席ヲ求ムルコトヲ得

前條と表裏の關係をなすもので、社債権者が決議をするに當つて、會社の業務又は財産の狀況其他の事項について報告又は意見を求めることの必要もある。本條にそれを規定した。

**第二百二十四條** 第三百四十三條第一項乃至第三項及第三百四十四條第二項第三項ノ規定ハ社債権者集會ノ決議ニ之ヲ準用ス  
第三百十二條乃至第三百十四條及前條ノ同意又ハ請求ハ前項ノ規定ニ拘ラズ出席シタル社債権者ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決スルコトヲ得

社債権者集會の決議の方法に關する規定である。これは株主總會の場合の普通決議に準ずべきものか、特別決議に準ずべきものかは問題であるが、社債権者集會の決議は専ら重要な事項なので、是は原則として特別決議によるべきものとした。但し第二項は同じく社債権者集會の決議ではあるが、これは同意なり請求なりの比較的輕微な事項に關してなのでこの方は普通決議でよろしいことに定めた。

**第二百二十五條** 社債権者集會ノ招集者ハ決議ノ日ヨリ一週間内ニ決議ノ認可ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

社債権者集會は多數の所謂團體債権者の利益のために存在するものであるから、公益的見地から十分に重きをおく要があるので、後に述べる様に集會の決議は裁判所の認可がなければその効力が生じないことになつてゐる。本條にはその申請者及申請期間に付て規定した。

**第二百二十六條** 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ社債権者集會ノ決議ヲ認可スルコトヲ得ズ

- 一 社債権者集會招集ノ手續又ハ其ノ決議ノ方法ガ法令又ハ社債募集ノ目論見書ノ記載ニ違反スルトキ
- 二 決議ガ不當ノ方法ニ依リテ成立スルニ至リタルトキ



三 決議ガ著シク不正ナルトキ  
四 決議ガ社債権者ノ一般ノ利益ニ反スルトキ  
前項第一號及第二號ノ場合ニ於テハ裁判所ハ決議ノ内容其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ決議ヲ認可スルコトヲ妨ゲズ

社債権者集會の決議は次條に規定された様に、裁判所の認可があつて初めて効力を生ずる。併し如何なる決議でも申請があれば認可しなければならぬものでは勿論ない。本條第一項の第一號乃至第四號の場合の如く、公平の見地から見ても不當な場合には裁判所は認可することが出来ないものである。但し第二項に於ては裁判所が決議の内容如何により、むしろ認可した方がよしいと認めるときには前項第一號、第二號の場合も認可して差支へないことを規定してゐる。これは相當重要な規定であつて、合併無効の訴、設立無効の訴等に付て第七七條の規定があり、又株主總會の決議取消の訴に付て第二百五十一條の規定を設けたと同趣旨である。尙社債権者集會に對しては、本條があるので決議取消の訴の途は開かれてない。

**第三百二十七條** 社債権者集會ノ決議ハ裁判所ノ認可ニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

社債権者集會ノ決議ハ總社債権者ニ對シ其ノ效力ヲ有ス

社債権者集會の決議の効力に關する規定で、決議は裁判所の認可によつて効力を生じ、その決議の拘束力は社債権者總員に及ぶことを明にしたものである。

**第三百二十八條** 社債権者集會ノ決議ニ對シ認可又ハ不認可ノ決定アリタルトキハ社債ヲ發行シタル會社ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

決議に對し認可又は不認可の決定があつた場合、發行會社はその旨公告しなければならぬ。

**第三百二十九條** 社債権者集會ハ社債總額ノ五百分ノ一以上ヲ有スル社債権者中ヨリ一人又ハ數人ノ代表者ヲ選任シ其ノ決議スベキ事項ノ決定ヲ之ニ委任スルコトヲ得  
代表者數人アルトキハ前項ノ決定ハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

社債権者の數は通例非常に多く一々集會を開いて決議しなければならぬと云ふことは煩に堪えないので、便法として代表者を選任して決議すべき事項の決定を之に委託することの出来る方法を講じた。第一項はその代表者の資格を又第二項は決議の方法を定めたものだ。擔保附社債信託法にもこれと同



趣旨の規定がある。

**第三百三十條** 社債権者集會ノ決議ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社、若シ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ナキトキハ前條ノ代表者之ヲ執行ス但シ社債権者集會ノ決議ヲ以テ別ニ執行者ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

決議の執行者に關する規定である。社債権者集會は決議機關であつて執行機關ではない。従つて集會自身が決議の執行は出來ないわけなので、本條によつて決議を執行する者は誰であるかを明にした。

**第三百三十一條** 第三百十條ノ規定ハ代表者又ハ執行者數人アル場合ニ之ヲ準用ス

前に説明した代表者又は執行者が數人なる場合には、決議の執行は共同して之を爲すことを要する。

**第三百三十二條** 第三百九條、第三百十一條及第三百十六條第二項ノ規定ハ代表者又ハ執行者ガ社債ノ償還ニ關スル決議ヲ執行スル場合ニ之ヲ準用ス

代表者又は執行者が社債権者の爲に社債の償還に關する決議を執行する場合は、受託會社がこれらの行爲をなす場合と異ならないので、この場合の權限、償還額支拂の義務及其の时效等に關する規定を準用することとした。

**第三百三十三條** 社債権者集會ハ何時ニテモ代表者若ハ執行者ヲ解任シ又ハ委任シタル事項ヲ變更スルコトヲ得

社債権者集會は何時でも代表者又は執行者を解任したり、又其の委任した事項の範圍を擴張或は縮小する事が出来る。

**第三百三十四條** 會社ガ社債ノ利息ノ支拂ヲ怠リタルトキ又ハ定期ニ社債ノ一部ヲ償還スベキ場合ニ於テ其ノ償還ヲ怠リタルトキハ社債権者集會ノ決議ニ依リ會社ニ對シ一定ノ期間内ニ其ノ辨濟ヲ爲スベキ旨及其ノ期間内ニ之ヲ爲サザルトキハ社債ノ總額ニ付期限ノ利益ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ  
前項ノ通知ハ書面ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス  
會社ガ第一項ノ期間内ニ辨濟ヲ爲サザルトキハ社債ノ總額ニ付期限ノ利益ヲ失フ



社債権者集會が實質的に活躍する一つの重要な場合を定めたものである。會社が社債の支拂を怠つたとき、又定期に社債の一部を償還すべき場合に、その償還を怠つたときには、社債権者集會が決議して發行會社に對し一定の期間内に辨済をせよ、若し期間内に辨済しなければ社債總額に付て期限の利益を失ふだらうと云ふ通知を出すことが出来る。第一項はこの關係を明にしたもので、第二項はその通知の方法を定めたものであるが、この通知は後日の紛争を避けるため必ず書面によつてなされねばならぬことになつてゐる。第三項は第二項に付ての効果を規定したものである。

**第三百三十五條** 前條ノ規定ニ依リ會社ガ期限ノ利益ヲ失ヒタルトキハ前條第一項ノ決議ヲ執行スル者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

會社が期限の利益を喪失したときは、その旨社債権者に知らしめる要あることは當然であらう。

**第三百三十六條** 社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社、代表者又ハ執行者ニ對シテ與フベキ報酬及其ノ事務處理ノ爲ニ要スル費用ハ社債ヲ發行シタル會社トノ契約ニ其ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ許可ヲ得テ會社ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社、代表者又ハ執行者ハ償還ヲ受ケタル金額ヨリ社債権者ニ先チテ前項ノ報酬及費用ノ辨済ヲ受クルコトヲ得

受託會社、代表者又は執行者に對して與へる報酬、費用は發行會社との間に特に契約のない場合でも、裁判所の許可を得て發行會社に負擔させることが出来ることを規定した。而してこの報酬又は費用は一種の共益費用なのであるから、社債権者に優先して辨済を受けることが出来るのである。

**第三百三十七條** 社債権者集會ニ關スル費用ハ社債ヲ發行シタル會社ノ負擔トス

第二百三十七條第三項ノ規定ハ第三百二十條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リテ社債権者集會ヲ招集シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百二十五條ノ請求ニ關スル費用ハ會社ノ負擔トス但シ裁判所ハ利害關係人ノ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ其ノ全部又ハ一部ニ付別ニ負擔者ヲ定ムルコトヲ得

社債権者集會に關する費用の負擔を規定したもので、是は發行會社の負擔だと云ふことを第一項で明にした。併し第二項によつて少數社債権者の招集による場合には、少數株主の場合と同様、請求した社債権者の負擔となし得ることになつてゐる。第三項では決議に對する認可の請求に關する費用は原



則として會社と定め、裁判所が別に負擔者を定めても良いこととした。

**第三百三十八條** 數種ノ社債ヲ發行シタル場合ニ於テハ社債權者集會ハ其ノ各種類ノ社債ニ付之ヲ招集スルコトヲ要ス

數種の社債ある場合には各種類の社債權者の利害は必ずしも一致しないので、社債權者集會は各別に之を招集せねばならない。

**第三百三十九條** 第二百三十二條、第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條、第二百四十一條第二項、第二百四十三條及第二百四十四條ノ規定ハ社債權者集會ニ之ヲ準用ス  
社債權者集會ノ議事録ハ社債ヲ發行シタル會社其ノ本店ニ之ヲ備置クコトヲ要ス  
社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社及社債權者ハ營業時間内何時ニテモ前項ノ議事録ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

社債權者集會の招集その他に關する手續であつて、是は株主總會に於ける同種類の規定を準用することになつてゐる。即ち總會招集の手續であるとか代理人をして出席せしめ得るとか、特別の利害關係ある者は決議に参加出来ないとか、會社は自己社債に付ては議決權を持たないとか、又は總會の延期

及續行に關すること、或は議事録に關することなどは全て株主總會の場合と同様に律しやうと云ふのである。

**第三百四十條** 會社ガ或社債權者ニ對シテ爲シタル辨濟、和解其ノ他ノ行爲ガ著シク不公正ナルトキハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ訴ヲ以テ其ノ行爲ノ取消ヲ請求スルコトヲ得  
前項ノ訴ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ取消ノ原因タル事實ヲ知リタル時ヨリ六月、行爲ノ時ヨリ一年内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス  
第八十八條並ニ民法第四百二十四條第一項但書及第四百二十五條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

社債權者に對する辨濟なり、和解なり其他の行爲が平等でなければならぬことは云ふまでもない。若し或る特定の社債權者に對して特に有利な辨濟をするとか、和解をするとか云ふ場合には、その社債權者にとつては利益であつても其以外の社債權者には不利益である。依つてこう云ふ場合それが著しく不公正なときは、矢張り詐害行爲に準ずるものとして、受託會社が訴を提起し總社債權者のためにその取消を請求することの出来る途を講じた。本條第一項が即ちその規定で、第二項はこの訴を提起し得る期間の制限である。第三項では裁判管轄は發行會社本店の所在地を管轄する地方裁判所であること、又民法の詐害行爲取消請求權に準じて既得者、轉得者が善意であつた場



合には之を適用しないこと、及び此の判決は總社債權者のために効力を及ぼすものであることを明にした。

### 第三百四十一條

社債權者集會ノ決議アルトキハ代表者又ハ執行者モ亦前條第一項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得但シ行爲ノ時ヨリ一年内ニ限ル

右に述べた通り詐害行爲類似の行爲の取消の訴に付ては、受託會社に其の請求權があるのであるが、社債權者集會の決議あるときは、代表者も執行者も亦この訴の提起が出来る、但それは行爲の時から一年内に限られて居る。

(未完)

## 有限會社について

近來企業組織の傾向として有限責任と云ふことが最も歡迎されてゐることは、會社の種類中株式會社が斷然多數を占め、且つその増加率の最も著るしいことに依つて容易に看取される。唯株主は株式會社の性質上、株式の自由なる賣買譲渡によつて常に異動し、株主同志の間に密接なる關係を持たぬのが通例である。依つて有限責任の特徴を有しつゝ、而も互に信賴する少數者のみにて組織する特殊の企業形態が、株式會社から分離して存立するに至つた。これが此處に云ふ有限會社の起源である。この種會社は十九世紀後半英國に先づ實際上現はれ、法律が是認し、次で獨逸、佛蘭西、奧太利、端西等に及び、其後獨逸を母體として有限會社制が多數諸國に流行を見るに至つた。英國法上の私會社又は獨佛等の有限責任會社は、今回我國に於て新に採用する有限會社に該當するものである。有限會社に關する規定は、商法中に挿入すべしとの意見も一部にあつたのであるが、これは我國にとつて全く新しい制度であり、商法中に加へることは、却つて法文を煩雜にするとの理由から特別法の制定となつたものである。有限會社法は第一章總則、第二章設立、第三章社員の權利義務、第四章會社の管理、第五章定款の變更、第六章合併及組織變更、第七章解散、第八章外國會社、第九章罰則、第十章雜則に分れ八十九ヶ條から成つてゐる。その骨子は左の通りである。

一、社員の責任は其出資の金額を限度とする。



- 一、社員の数、最大限度を五十人とする。
- 一、資本の總額の最小限度を一萬圓とする。
- 一、出資一口の金額は百圓を下ることを得ず。
- 一、持分の讓渡には社員總會の特別決議を要する。(但し社員相互間の讓渡に付ては定款を以て其制限を緩和することを得)。
- 一、設立の際出資全額の拂込をなすものとし、拂込未済の分に付ては會社成立當時の取締役、監査役及社員が連帶して拂込の責に任ずる。
- 一、現物出資又は財産引受に付其財産の評価が不當なる場合には、會社成立當時の社員が連帶して責任を負ふ。
- 一、監査役を置くか否かは定款の定むるところに依る。
- 一、社員總會には書面に依る決議を認めたる。
- 一、少數社員の權利を認めたる。
- 一、有限會社と他の有限會社又は株式會社との合併を認めたる。
- 一、有限會社は其組織を變更して株式會社と爲すことを得、株式會社は其組織を變更して有限會社と爲すことを得。
- 一、貸借對照表の公告は之を強制せぬ。

一、社債の募集は之を認めぬ。

尙有限會社制の特質は人的信用の維持にあるのであるから、持分の讓渡については各國法制が之を制限してゐる。我國に於ても「有限會社ハ持分ニ付指圖式又ハ無記名式ノ證券ヲ發行スルコトヲ得ズ」(一一條)と持分の證券化禁止の原則を明にしてゐる。従つて持分に對し假に證券を發行することありとしても、それは單なる證據書面たるに過ぎず、流通性ある有價證券たる效力を有せぬものであるから證券市場の目的物となることはない。我國に於ては株式會社中同族會社、又は之に類する會社について有限會社への組織變更が差當り豫想されるが、有限會社が株式會社と合併する場合又は改組して株式會社となすには相當複雑な手續を必要とする。之は株式會社設立には、改正商法上嚴重な手續を要求してゐるので、これを回避するため先づ有限會社を組織し、合併乃至組織變更によつて株式會社となすが如き一種の脱法行爲を豫防せんがためである。



386  
672

昭和三十三年十月二十五日印刷  
昭和三十三年十月二十八日發行

【非賣品】

東京市日本橋區兜町一ノ三  
山一證券株式會社調查部  
著作兼發行者  
代製者 小野清造

東京市京橋區銀座西二ノ五  
森彩雲堂印刷所  
印刷所

東京市京橋區銀座西二ノ五  
森利衛  
印刷者

東京市日本橋區兜町一丁目三番地

發行所 山一證券株式會社

電話茅場町(66)三一四一—九番



